

令和7年（2025年）9月29日（月曜日）

第 3 号

令和7年第3回
北海道議会定例会 予算特別委員会第2分科会会議録

第3号

令和7年(2025年)9月29日(月曜日)

出席委員

委員長

佐藤 禎洋 君

副委員長

川 澄 宗之介 君

木 下 雅 之 君

黒 田 栄 継 君

角 田 一 君

鈴 木 仁 志 君

寺 島 信 寿 君

鈴 木 一 磨 君

滝 口 直 人 君

清 水 拓 也 君

新 沼 透 君

広 田 まゆみ 君

富 原 亮 君

出席委員外議員

山 崎 真由美 君

出席説明員

経 済 部 長 水 口 伸 生 君

経済部観光振興監 阿 部 正 幸 君

経済部食産業振興監 後 藤 知佳子 君

経 済 部
ゼロカーボン推進監 田 中 仁 君

経 済 部
次世代社会戦略監 大 矢 邦 博 君

経 済 部 次 長 伊 藤 雅 実 君

経済企画局長 輿 水 昌 明 君

食関連産業局長 工 藤 弘 行 君

観光局長 佐々木 敏 君

産業振興局長 北 風 浩 君

資源エネルギー局長 川 畑 千 君

観光事業担当局長 上 野 修 司 君

誘客担当局長 金 盛 修 君

新エネルギー
担当局長 木 村 重 成 君

風力担当局長 水 戸 文 彦 君

次世代半導体
戦略室長 浦 田 哲 哉 君

産業人材担当局長 森 秀 生 君

総務課長 長 島 正 己 君

経済企画課長 篠 原 裕 史 君

食産業振興課長 大 高 和 紀 君

食ブランド担当課長 藤 井 琢 英 君

観光振興課長 佐 藤 知 至 君

国際戦略担当課長 寺 下 教 夫 君

観光事業担当課長 秋 元 宏 文 君

誘客推進担当課長 山 崎 賢 一 君

新エネルギー
担当課長 日 野 香 里 君

風力担当課長 田 島 誠 也 君

次世代半導体
戦略室参事 米 地 篤 君

産業振興課長 茶 谷 智 子 君

エネルギー政策
担当課長 工 藤 和 浩 君

産業人材課長 赤 川 遼 君

職業訓練担当課長 黒 田 尚 子 君

議会事務局職員出席者	同	石堂知基君
議事課主幹 増川真一君	同	丈六辰泰君
議事課主査 中村公彦君	同	成田礼造君
同 川崎優史君	同	土屋保真君

午後 1 時 開議

○佐藤禎洋委員長 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔中村主査朗読〕

1. 本日の会議録署名委員は、

鈴木一磨委員
寺島信寿委員

であります。

○佐藤禎洋委員長 それでは、議案第1号ないし第3号を一括議題といたします。

1. 経済部所管審査

○佐藤禎洋委員長 これより経済部所管部分について審査を行います。
清水拓也君。

○清水拓也委員 それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。
まず初めに、宿泊税の関係について伺います。

今定例会で示されました宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子に関しては、先日の我が会派代表質問でも議論をさせていただきました。その骨子の内容などについて、改めて数点伺います。

まず、宿泊税を充当して取り組む令和8年度の施策の柱について伺います。

地域意見交換会の意見も踏まえ、税充当施策の具体化を検討するものと、施策の検討に当たり、今後の参考とする意見に区分しておりますが、これはどのような考え方で整理されたものか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光事業担当課長秋元宏文君。

○秋元観光事業担当課長 宿泊税充当施策の基本的な考え方についてでございますが、道が今般お示しをいたしました宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子は、各地の意見交換会でお寄せいただきました御意見などを基に、宿泊税充当の原則的なルールに照らし合わせ、精査の上、整理をいたしまして、市町村や関係団体の方々から御意見をいただきながら、令和8年度に取り組む施策の柱の項目として取りまとめたものでございまして、税充当施策の具体化を検討するものとして、三つの施策の柱と七つの方向性に沿って整理したものでございます。

また、ハード整備など多額の経費が見込まれるものや、他機関との調整や実施体制の整備に時間を要するものなど、税充当を慎重に検討するものも含め、現段階では、今後の参考とする御意見につきましては、施策の検討に当たり、今後の参考とする意見として整理したところでございます。

○清水拓也委員 今の答弁にもありましたけれども、この骨子には令和8年度の施策の柱というふうに示されておりますが、令和9年度以降は、改めて施策の柱を毎年度策定していくことになるのか、伺いたいと思います。

また、今回の柱の策定に当たっては、地域意見交換会を踏まえて取りまとめをされたとのことですが、来年度以降も改めて地域の意見を聞くことを予定しているのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光事業担当局長上野修司君。

○上野観光事業担当局長 宿泊税の使途の検討についてでございますが、道では、宿泊税充当施策の検討に当たっては、目的税の性質に鑑み、検討過程における透明性を確保しながら、地域の課題や実態を踏まえた施策展開となるよう取り組むことが重要であると認識しております。

このため、道では、新税の考え方におきまして、納税者となる宿泊者の方々の御意向などを把握した上で、振興局ごとに市町村や事業者の方々との意見交換を行い、施策を検討する仕組みをお示したところでございます。

道といたしましては、今後、次年度以降も、地域の御意見を伺うこの仕組みを活用しながら、宿泊税充当の原則的なルールとの照らし合わせを通じ、透明性を確保し、施策の検討に取り組んでいく考えでございます。

○清水拓也委員 次に、かねてから議論の大きな柱になっておりましたが、市町村との役割分担と調整について伺いますが、市町村は、域内の施策や地域特有の課題への対応を担うとされており、その一例として、地域資源を生かした観光地づくりやオーバーツーリズム対策が示されております。

一方で、宿泊税の充当施策には、地域資源を生かした観光コンテンツの充実やオーバーツーリズム対策の充実というものが掲げられております。

北海道が宿泊税で担う事業と市町村が担う施策との役割分担をどのように考えるのか、伺います。

○秋元観光事業担当課長 市町村との役割分担についてでございますが、道の新税の考え方では、基礎自治体である市町村においては、市町村内の施策や地域特有の課題への対応などの役割を担うことを想定しておりまして、一方、広域行政を担う道は、道内全域の施策や市町村をまたぐ広域的な施策、全道域に効果が及ぶモデル的な施策などの推進を担うことを想定しております。

道としては、こうした考えの下、基本的な考え方の骨子では、個別の取組であっても、地域の支援ニーズが高く、点から面への広がり期待される取組につきましては道が取り組んでいく必要があると考え、地域資源を生かした観光コンテンツの充実として整理をしたほか、道外客に対

する旅前の情報提供などによるマナー啓発など、全道的に実施する必要がある取組をオーバーツーリズム対策の充実として整理したところでございます。

道といたしましては、今後、市町村の取組との相乗効果が得られるよう、使途の具体化に向け、市町村と情報共有と意思疎通を一層密にしながら検討を進めてまいります。

○清水拓也委員 具体的な施策の検討に当たっては、市町村の自主的な取組に配慮するとのことですが、そのためにどのように市町村と調整を図っていくのか、伺います。

また、宿泊税導入予定の市町村とは、より緊密な調整が必要と考えますが、この点、どのように対応するのか、伺います。

○秋元観光事業担当課長 市町村との調整についてでございますが、道の新税の考え方では、適切な役割分担の下、道と市町村の双方の施策連携により相乗効果を創出することが重要との基本的な考え方をお示ししておりまして、引き続き、関係市町村との情報共有と意思疎通を図ることが何より重要であると考えております。

道では、こうした認識の下、これまでも、国からの同意の見通しが立った後、宿泊税の導入を検討している市町村と速やかに対面での意見交換会を開催したほか、今般お示した骨子の取りまとめの過程におきましても、可能な限り作業の進捗状況の情報共有を行い、関係市町村との小まめな意思疎通に努めてきたところでございます。

道といたしましては、市町村税による取組の自主性に配慮しつつ、市町村の取組との相乗効果が得られるよう、今後の調整におきましても、関係市町村との連携を一層密にしながら、使途の具体化に向け、取り組んでまいります。

○清水拓也委員 ぜひ、市町村の取組との相乗効果が得られるような使途について追求していただきたいと思います。

次に、今後、来年度予算の編成に向け、事業の具体化に向けた検討が行われることとなりますが、宿泊税を充当して取り組む事業の中には、これまで道が一般財源で取り組んできた事業と重なる取組も少なくないというふうに考えます。

道が宿泊税を充当して行う事業と一般財源による事業とのすみ分けをどのように考えているのか、伺います。

○上野観光事業担当局長 事業のすみ分けの考え方についてでございますが、道では、新税の考え方において、宿泊税を充当する原則的なルールと、それに基づく宿泊税を充当する例、充当しない例など、道宿泊税の使途を検討する際の基本となる考え方をお示ししているほか、宿泊税導入による安定財源の下で、高度化、多様化する観光ニーズや人手不足、移動利便性の向上、危機対応力の強化などの課題に対応する宿泊税による施策の方向性をお示ししているところでございます。

今般お示した宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子は、こうした考えの下、地域意見交換会などでお寄せいただいた御意見を基に取りまとめたものでありまして、この骨子と既存の観光施策をベースに、必要な財源の確保という視点も含め、宿泊税による観光施策とその他の財源に

よる観光施策との相乗効果により、行政需要に応じた施策の効果的、安定的な展開につながるよう検討してまいります。

○清水拓也委員 次に、我が会派の中でも、様々な御意見や御議論があります宿泊税の基金の関係ですが、この基金の中で、危機対応積み上げ分を設けることを検討しているということです。

これまでも道の一般財源で対応してきたところであり、二重の備えとなることから、果たして必要なか疑問を抱かざるを得ない状況にあります。こうした積み上げ分を新たに確保することは、結果として、宿泊税の本来の目的である観光振興施策への利用を狭めることになりかねないと考えますが、見解を伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済部観光振興監阿部正幸君。

○阿部経済部観光振興監 危機対応のための積み上げについてであります。道の新税の考え方におきまして、観光振興に特化した取組に充当することを明確にするため基金を創設することとしてございまして、現在、基金条例案の提案に向けまして検討を進めているところでございます。

一方、危機対応力の強化につきましては、道としては、有識者懇談会における御議論や地域説明会における御意見などを踏まえ、適切な情報発信により、旅行者の来訪を促すなどの風評被害対策などに取り組むことが必要と考えております。

こうした認識の下、道としては、今後、過去の災害経験等を踏まえまして、発災時における旅行者目線でのサポート情報の発信強化や、毎年度、税収の一定率を積み上げまして、不測の事態への機動的な対応や、税収の急減時における安定的な施策のための財源といたしまして備えることなどを念頭に検討することとしております。

危機対応のための積み上げの是非や金額、また取崩しの考え方など、積み上げの在り方につきましては、使途と併せ検討を進めていく考えでございまして、今後、道議会での議論をはじめ、市町村や事業者の方々など関係の皆さんの御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○清水拓也委員 ただいま答弁もいただきましたが、この基金の関係、宿泊税もろもろについては非常に重要なことですので、直接、知事に質疑を行いたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

次に、人材確保支援事業について伺います。

この事業につきましては、事業者の皆様、団体の皆様から非常に期待もされ、人気もあり、重要な施策だということで、今までも様々議論させていただきました。

しかしながら、今回、この事業において、申請受付が当初想定を大きく上回り、早期に停止せざるを得ない事態となったと伺っております。その結果、申請を準備していた事業者や受付停止後に就労を開始した求職者からは戸惑いや不安の声が寄せられております。本道の持続的な成長のためには、こうした状況をしっかり受け止め、今後の施策に活かしていくことが必要であります。そこで、以下、伺います。

このたびの人材確保支援事業によって、どのような成果、どのような効果があったと把握しているか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 産業人材課長赤川遼君。

○赤川産業人材課長 人材確保支援事業の成果についてであります。本事業は、人手不足分野の人材確保を図るため、人手不足が深刻な職種へ就労した方に奨励金10万円と移動費を支給するほか、雇用した事業者の方に、加算金を含め、支援金を最大20万円支給するものであり、就職者への奨励金を366件、約3700万円、道内事業者への支援金を279件、約3600万円、それぞれ支給したところでございます。

支給状況を見ますと、申請者のうち女性が約6割であり、70歳以上の高齢の方や外国籍の方からの申請もあったなど、多様な働き手の確保に資する結果となりましたほか、職種別の内訳では、医療・介護分野の職種が半数以上となったほか、運輸や建設、飲食など幅広い職種の方々へ支給したところであり、人手不足分野の職種の人材を確保するという事業の目的に対して一定の成果があったものと考えております。

○清水拓也委員 状況については分かりました。

そこで、今回、この申請受付が早期に停止となった理由をどのように分析しているのか、そして、どのように受け止めているのか、伺います。

○赤川産業人材課長 申請受付が早期に停止となった理由についてであります。本事業は、人手不足が深刻な道内企業の人材確保を図る中で、特に離職期間が1か月以上の再就職が難しくなっている方々の早期再就職を重点的に支援することとし、これまでの実績を踏まえて申請予定件数を見込んだところであり、業界団体への周知を強化するなど、より積極的な周知を行ったことに加え、就職が増える3月から6月を対象期間としていたことなどにより、想定を超える申請があり、当初の予定であった7月末よりも早期に申請を締め切ったところでございます。

○清水拓也委員 求職者を採用したのに、この申請が停止してしまい、申請ができなかった方からは、採用したのに支給の対象とならないのかという声もあり、より丁寧な対応が必要であったと考えますが、どのように対応したのか、伺います。

○赤川産業人材課長 申請受付の停止に係る対応についてであります。本事業では、支給要綱に予算の範囲内で支給することを明示し、特設サイト等でも、申請が予算を超えた場合は申請をいただいても支給しないことを明記していたほか、予算上限に達する見込みとなった6月初めには、道庁ホームページや特設サイトにおきまして、早期締切りの可能性をあらかじめお知らせし、申請状況を踏まえ、6月9日をもって申請を締め切ったところでございます。

また、申請の受付停止後、コールセンターなどに対しましては、もう終了したのか、今からでも申し込みたいといった問合せが合計24件寄せられたところであり、お問合せをいただいた方々に対しましては、多くの申請により予算の上限を超える見込みのため、受付を停止したことを一件一件丁寧に説明し、御理解を得たところでございます。

○清水拓也委員 非常に期待の強い事業でもありますので、今回のように早期停止とならないようにするためには、今後、同様の事業を行う際、本当に困っている業種や地域に絞り込むことなど、制度を見直す必要があるというふうに考えますが、見解を伺います。

○佐藤禎洋委員長 産業人材担当局長森秀生君。

○森産業人材担当局長 事業の制度設計についてであります。この事業においては、これまでの実績やその時々状況などを踏まえ、段階的に制度設計の見直しを行っており、引き続き、有効求人倍率が1.5倍以上となっている人手不足が深刻な職種を対象としつつ、今回は、人材の定着を促す観点から、前回まで対象としていた30日以下の就労を支援対象外とするなど、必要な見直しを行ったところでございます。

道といたしましては、建設や医療、介護など、依然として人材の確保が厳しい状況が続いていると認識しておりまして、今回の事業の検証を行いますとともに、道内の経済状況や人手不足が深刻な業種の雇用動向など、人材確保を取り巻く最新の環境を踏まえながら適切に対応してまいります。

○清水拓也委員 今後、いかなる産業分野におきましても人材不足が続くことを見据えまして、本道として、人材確保支援についてどのように強化していく考えか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済部長水口伸生君。

○水口経済部長 今後の取組についてでございますが、道内では、様々な職種で人手不足が課題となっており、地域経済の活性化に向けて、多様な働き手の確保や道外からの人材誘致に取り組むことが重要と認識しております。

このため、道では、女性、高齢者など多様な方々の労働参加の促進、U・I・Jターンによる人材の誘致などの取組に加え、各部局の施策の情報共有や連携を図りながら、建設や運輸、医療、介護などの業種ごとにそれぞれの業界団体の御協力をいただき、職業理解や就業体験などに取り組むこととしておりますほか、振興局におきましても、各地域の状況を踏まえた説明会や見学会を行っているところでございます。

今後とも、地域や業界のニーズを踏まえ、国や関係機関とも連携して様々な取組を効果的に実施しますとともに、不断に施策の見直しも行いながら、地域や産業を支える人材の確保に取り組んでまいります。

○清水拓也委員 次に、再生可能エネルギーについてですが、洋上風力については、過日の代表質問でも議論させていただきました。

先日、三菱商事連合が秋田県及び千葉県沖の事業から撤退をしましたが、特に促進区域に指定された松前沖、檜山沖の地元の方々には不安を抱えているものと考えます。

道として、こうした地域の不安を払拭するため、どのように対応していくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 風力担当課長田島誠也君。

○田島風力担当課長 地域の不安払拭に向けた対応についてでございますが、道では、落札事業者による撤退の公表を受け、道内の洋上風力プロジェクトへの影響が懸念されることから、担当

副知事が直ちに資源エネルギー庁を訪問し、今後の見通しなどに関する正確な情報をできるだけ早期に示していただけるよう申入れを行ったところでございます。

国におきましては、その後の大臣記者会見などで、撤退要因の検証や事業が完遂できる仕組みづくりなどについて、年内をめどに一定の方向性を示すとともに、引き続き、洋上風力の導入促進に取り組むこととしておりまして、道といたしましては、今後とも、こうした事業環境の整備等に向けた国の検討状況について情報収集に努め、振興局を通じて地域へ適時的確に情報を発信するなど、不安払拭に努めてまいりたいと考えてございます。

○清水拓也委員 経済産業大臣は、記者会見で、三菱商事が撤退に至った要因の検証や、撤退した3海域における速やかな再公募の検討、さらに、事業環境が変化する中においても洋上風力プロジェクトが着実に実行できるよう、必要な制度の見直しを進めていくと発言しております。

その後、国などにおいてどのような動きがあったのか、伺います。

○田島風力担当課長 洋上風力発電の事業撤退後の動きについてでございますが、事業者が洋上風力プロジェクトの撤退を決めた秋田県や千葉県におきましては、国や関係自治体、漁業関係者などによる法定協議会が臨時に開催され、落札事業者から撤退に至った経緯や事業性再評価などの説明があり、地元からは、国へ速やかな再公募の実施や事業が完遂できる仕組みづくりなどを求める要望があったところでございます。

こうした中、国では、専門家を交えたワーキンググループを開催し、プロジェクトを完遂させるための事業環境整備についての議論を進めているほか、洋上風力プロジェクトを進める自治体を対象に洋上風力の現状や今後の進め方などを説明し、意見交換を行うなどの取組を進めていると承知しております。

以上です。

○清水拓也委員 この撤退の理由についてなのですが、三菱商事の記者会見では、想定をはるかに超えてコストが膨らみ、とりわけ欧州の風車メーカーの値上げが主な撤退の理由とされております。このことを思えば、風車の調達を海外メーカーに依存していること自体が問題ではないかと考えます。

国は、風車の国内製造についてどのように考えているのか、また、それに対して道はどのように対応していくのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 風力担当局長水戸文彦君。

○水戸風力担当局長 風車の調達についてでございますが、国内メーカーが洋上風力で使用される大型風車製造から撤退し、風車を海外メーカーからの輸入に依存している中、近年、世界的なサプライチェーンの混乱などにより、資材や建設費の急激な高騰が続いており、洋上風力発電事業者にとりましてコストの上昇が大きな課題になっているものと承知しております。

こうした中、国では、8月に公表した第2次洋上風力産業ビジョンにおきまして、海外風車メーカーの国内製造拠点形成を推進するほか、地元企業等を含め、地域型サプライチェーン形成を促進することとしており、その対象地域として北海道や九州が例示されたところでございます。

道では、こうした国の動きを踏まえまして、8月に海外風車メーカーの台湾の製造拠点に赴き、本道への立地優位性について直接説明を行ったところをごさいますて、今後とも、国や関係機関と連携を密にして、風車メーカーへのアプローチを図り、風車製造の道内拠点化や道内企業の参入によるサプライチェーンの形成を目指し、取組を進めてまいります。

○清水拓也委員 ぜひと、今後のことも考えますと、風車メーカーの道内の拠点化ということは非常に重要なことだと思いますので、しっかり取組を進めていただきたいと思います。

次に、洋上風力を取り巻く環境は、今後、厳しさを増していく可能性があります。

国は、洋上風力産業ビジョンにおきまして、2040年までに30から45ギガワットの案件を形成するとしており、再エネポテンシャルが高い北海道では洋上風力の導入拡大が見込まれます。

そのためには、風車メーカーの誘致はもとより、道内のサプライチェーンの構築が不可欠であり、経済波及効果を地元だけではなく北海道全体へ広げていくためには、道が中心となり、関係者一体となってこの大型プロジェクトに対応していく必要があると考えます。

道として、今後、洋上風力産業の推進にどのように取り組むのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済部ゼロカーボン推進監田中仁君。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 今後の取組についてでございますが、洋上風力プロジェクトは、大規模かつ事業期間が30年以上に及び、幅広い産業へ長期にわたり波及効果が期待される一方で、プロジェクトの事業者が、収入や費用の変動リスクに対応し、風車の安定的な調達やコストの削減を図りながら事業を完遂できる環境づくりが必要となっております。

このため、道といたしましては、国が進める公募制度の見直しなど、国の事業環境整備の検討状況を注視し、道内のプロジェクトへの影響を見極めるとともに、風車の道内製造拠点形成や地元事業者の参入機会の促進など、サプライチェーンの形成をはじめ、洋上風力産業を支える人材の確保育成の取組を全道域で進めるため、今後、道や関係機関、事業者などがより連携し、対応できるよう取組を進めてまいります。

○清水拓也委員 洋上風力発電について伺ってまいりましたが、道は、ゼロカーボン北海道の実現に向け、洋上風力をはじめ、太陽光など再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでおられます。

しかしながら、釧路市におけるメガソーラー事案をはじめ、各地でトラブルや懸念が生じていることも事実であります。例えば、土砂崩れに伴う崩落、柵や塀が設置されない設備、あるいは、景観を損なうパネル設置など、全国的にもこうした課題が数多く指摘されております。自然環境に恵まれた本道においてこそ、こうした課題に率先して対応し、地域との共生を図っていくことが必要と考えます。そこでまず、課題への認識についてです。

再エネ導入を進めている道として、地域における懸念の声をどのように認識しているのか、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 新エネルギー担当局長木村重成君。

○木村新エネルギー担当局長 認識についてであります。道としては、再エネの導入に当たっ

ては、関係法令の遵守はもとより、地域の合意形成や自然環境との調和など、地域との共生を前提に事業が適切に行われることが重要と考えております。

また、このたびの釧路市の事案を踏まえ、関係法令等の周知徹底を図るとともに、違法な開発行為を抑止するため、違反事案の早期把握や悪質な事業者への対応の強化を図っていくことが必要と認識しております。

○清水拓也委員 これまでの取組についても伺います。

道は、これまで、地域住民への配慮や自然環境の保全に向け、どのように対策を進めてきたのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 新エネルギー担当課長日野香里君。

○日野新エネルギー担当課長 これまでの取組についてでございますが、道では、昨年度改正された再エネ特措法に基づく住民説明会の義務化や、廃棄費用の積立制度の厳格化などの事業規律強化の取組の周知徹底を図るなど、事業者に対し、関係法令等の遵守を求めてきたところでございます。

また、環境アセス制度の適切な運用に加え、本年4月からスタートした北海道GX推進税制におきまして、地域との合意形成や環境との調和等を前提とした取組を進めるとともに、様々な機会を通じ、地域の皆様の要望や意見の把握、相談対応に努めているところでございます。

加えまして、違法な開発行為を抑止するため、より実効性のある規制の強化などを国に要望を行っているほか、関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しを進めております。

○清水拓也委員 これまで取組を進めてきたにもかかわらず、地域における懸念は依然として解消されておりません。再エネ導入そのものを否定するものではなく、積極的に推進すべきと考えますが、本道の豊かな自然を守ってこそその再エネであり、地域との共生が何よりも不可欠です。

このたびの釧路市の事案を踏まえ、今後、事業者などに対し、地域や環境に十分配慮するよう、道としての考えを強く発信すべきと考えますが、所見を伺います。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 今後の対応についてでございますが、道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることを前提に、地域と共生した事業が適切に実施され、環境と経済の好循環につなげていくとの基本的な考えの下、取組を進めることが重要と認識してございます。

このため、道といたしましては、地域との事前協議などが必要なGX推進税制などを活用し、良質な投資を促進する一方で、違反事案の早期把握や関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しを早急に進めるとともに、より実効性のある規制強化などを国に要望しております。

また、こうした取組に加え、国では、さらなる地域共生に向けた関係省庁連絡会議を設置したところであり、道といたしましては、こうした国の動きを注視し、本道の豊かな環境を後世に残していくため、地域の意見も踏まえながら必要な対応を働きかけるとともに、事業者の方々に対し、事業規律強化の取組などの周知を徹底するため、関係部局間でより一層の連携を図りながら、環境と経済の好循環の視点から、再エネの導入と事業規律の両面での取組強化に向け、検討

を進めてまいります。

○清水拓也委員 洋上風力発電は、ゼロカーボン北海道の実現にも資する大型プロジェクトであります。また、再エネ導入を推進する上では、地域との共存共栄を図ることが重要であります。この件については、改めて知事に直接伺いたいのので、委員長、よろしくお願いいたします。

次に、統合型リゾート、いわゆる I R に関し、先日の我が会派代表質問において、知事は、北海道らしい I R コンセプトの構築に向け、I R を取り巻く環境の変化、市町村意向調査の結果などを踏まえ、令和元年度に作成した、I R に関する基本的な考え方を改定すると答弁されました。

そこで、今後の進め方について伺います。

道では、これまで、北海道らしい I R コンセプトの構築に向け取り組むと述べられてきましたが、このたび改定する I R に関する基本的な考え方は、コンセプト構築に当たり、どのような位置づけとなるのか、伺います。

また、このタイミングで改定を行う考え方についても併せて伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光局長佐々木敏君。

○佐々木観光局長 基本的な考え方の改定についてでございますが、令和5年度の国による初めての区域整備計画の認定をはじめ、コロナ禍を経て、令和6年度の訪日外国人来道者数が過去2番目の水準となり、堅調に回復するとともに、国際会議の開催件数も増加するなど、統合型リゾート、いわゆる I R を取り巻く環境は大きく変化しているものと認識しております。

道といたしましては、こうした状況の変化を踏まえまして、北海道らしい I R コンセプトの構築に向けた基本的な考え方として改めて整理することとしたところでございます。

○清水拓也委員 改定の内容、方向性について、非常に興味、関心が集まるというふうに思いますが、これまでの I R に関する基本的な考え方の内容をどのように改定する考えか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 国際戦略担当課長寺下教夫君。

○寺下国際戦略担当課長 I R に関する基本的な考え方の改定についてでございますが、令和元年度に策定した基本的な考え方においては、I R 導入の意義や施設機能のイメージ、優先すべき候補地、社会的な影響への対策の方向性ととも、効果の最大化、影響の最小化により、I R 導入が北海道の発展に貢献する可能性につながるといった考え方を示しております。

この改定に当たっては、環境への配慮やギャンブル等依存症といった社会的影響対策など、従前からの課題や情勢変化で生じた新たな課題なども踏まえ、施設の機能や規模、事業運営の在り方のほか、懸念される事項への対応などについて、今後、市町村や経済団体など関係者から御意見を伺うとともに、道議会での御議論もいただきながら検討を進めてまいります。

○清水拓也委員 基本的な考え方について、大きな情勢変化を踏まえ、全面的に改定するという趣旨の答弁をされましたが、I R に関する基本的な考え方において、優先する候補地として位置づけられている苫小牧市の取扱いはどのようになるのか、所見を伺います。

○寺下国際戦略担当課長 候補地についてでございますが、道としては、I R を取り巻く大きな

情勢の変化を踏まえ、基本的な考え方について改めて整理していくこととしており、今後、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、必要な取組を進めていく中で、候補地についても検討を行ってまいります。

○清水拓也委員 先般実施されたIRに関する市町村意向調査への回答では、現時点でのIRに関する関心と期待や懸念についての意見が寄せられたものと受け止めますが、道は、これらの回答をどのように分析し、今後の取組にどのように生かしていく考えか、また、こうした意向調査を今後も実施するのか、併せて伺います。

○寺下国際戦略担当課長 市町村意向調査についてでございますが、先般、道が実施した市町村意向調査への回答では、観光客の増加や経済効果の波及などを理由に、81団体が道内でのIR整備に関心を示されたところです。

IR整備に関心のある団体においては、IRを積極的に推進してほしいとの御意見がある一方で、ギャンブル等依存症やオーバーツーリズムなど懸念される側面への配慮を求める意見が多く見られているほか、関心のない団体においては、経済効果が立地地域に限定される、開発による自然環境への影響が懸念されるといった御意見など、幅広い観点から御意見をいただいたところでございます。

道としては、引き続き、今回の調査で御回答いただいた市町村の御意見をさらに丁寧にお伺いしながら、回答の分析を進めてまいります。

また、市町村への今後の意向調査については、IRに関する基本的な考え方の改定に向け、必要な取組を進める中で検討してまいります。

○清水拓也委員 これから、市町村のほうには、新しいコンセプトを取りまとめた上でいいのか、そうでないと答えようがないという市町村もあったというふうに思いますので、しっかりと情報を提供し、意見を把握するように努めていただきたいと思います。

同時に、道民理解の促進について、この間、議会議論においても課題の一つとして道民理解の促進も挙げられておまして、非常に重要な課題であると考えます。理解促進に向けてはどのように取り組む考えか、伺います。

○佐々木観光局長 道民理解の促進についてでございますが、IRについては、民間投資や観光消費の拡大など、本道の発展に寄与する可能性が期待されるプロジェクトである一方、ギャンブル等依存症などの社会的影響や環境への配慮、さらには、道民理解の促進といった課題があるところでございます。

道といたしましては、今後、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、基本的な考え方を改定し、市町村や経済団体など関係者の方々から御意見をお伺いするとともに、道議会での御議論もいただきながら必要な取組を進めていくこととしており、その取組を進めていく中で広く道民の皆様に情報を提供してまいります。

○清水拓也委員 これまで、道は、北海道らしいIRコンセプト構築に向け、検討を進めるとのスタンスであり、具体的に何を、いつまでに整理するかといった進め方やスケジュール感が示さ

れていません。一方で、IR区域整備計画の申請受付を開始するのではといった国の動向、自らの地域へのIR整備も含め、道内市町村のIRに関する関心が様々に示されております。

このような中、道は、どのような流れでIRに関する基本的な考え方を改定する考えなのか、今後の進め方についての所見を伺います。

○阿部経済部観光振興監 今後の進め方についてでございますが、令和5年度の国による初めての区域整備計画の認定をはじめ、コロナ禍からのインバウンド需要回復や国際会議の開催数増加など、IRを取り巻く環境は大きく変化している中、道では、こうした大きな環境変化や市町村からの幅広い御意見などを踏まえまして、北海道らしいIRコンセプトの構築に向けまして基本的な考え方を改定することとしたところでございます。

道としては、今後、コロナ禍後の情勢変化を踏まえまして、施設の機能や規模、継続的な事業運営、全道への経済効果の波及、環境への配慮や依存症対策といった検証すべき課題への対応に関しまして、引き続き、先行する大阪の状況や今後の国の動向などを注視しつつ、市町村や経済団体、事業者など関係者からの御意見を伺うとともに、道議会での御議論をいただきながら必要な検討を進めてまいります。

○清水拓也委員 IRに関する基本的な考え方の改定につきましては、知事に直接伺いたいと思いますので、委員長、よろしく願いいたします。

次に、泊発電所について、泊原子力発電所3号機の再稼働をめぐっては、本道のエネルギー政策や地域経済、さらには、道民生活に直結する重要な課題であり、道民の関心も極めて高いところであります。

先日の代表質問において、知事からは、安全性や必要性について国が丁寧に説明し、道民の理解と信頼を得ていくことが重要との答弁があったほか、11月までをめどに住民説明会を開催し、道議会や関係自治体、道民の声などを踏まえ、総合的に判断するとの方針が示されたところで

す。そこで、以下、伺いますが、知事は総合的に判断すると答弁をされましたが、その具体的な判断材料として、例えば、安全性の確認、道民世論、地域経済への影響、エネルギーの安定供給、環境面への配慮など、どのような要素を重視する考えか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 資源エネルギー局長川畑千君。

○川畑資源エネルギー局長 泊発電所の再稼働についてでございますが、道といたしましては、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点にしつつ、社会経済の変化にも柔軟に対応できるよう多様な構成とすることが重要であり、原発につきましては、その安全性や必要性について、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

こうした考えの下、道では、泊発電所の再稼働につきまして、岩宇4町村や後志管内、道内6圏域で住民説明会を開催いたしますほか、先行県の事例も参考に、関係自治体や道民の皆様の意見の把握に努めるなどした上で、道といたしましては、道議会や関係自治体、道民の皆様の声な

どを踏まえ、総合的に判断してまいります。

○清水拓也委員 道では、泊村をはじめ、岩宇4町村で住民説明会を開催したということで、昨日の28日、共和町でも開催されたとお聞きしておりますし、今後、後志管内3か所での説明会も予定しているということではありますが、これまでの説明会におきまして、どのような質問や意見が出されたのかも含め、開催状況について伺います。

○佐藤禎洋委員長 エネルギー政策担当課長工藤和浩君。

○工藤エネルギー政策担当課長 後志管内での住民説明会についてではありますが、道では、今月28日までに、立地自治体である泊村をはじめ、岩宇4町村で住民説明会を開催し、4会場合計で161名の住民の皆様にご参加いただき、国や北電から、泊発電所3号機の新規制基準適合性審査の結果や泊地域における原子力防災の取組、国のエネルギー政策や泊発電所の安全対策等について説明を行った上で、御質問や御意見を伺ったところです。

住民の皆様からは、原子力規制庁に対しては、新規制基準適合性審査に係る審査期間や発電所敷地内断層の活動性に関する判断などについて、内閣府に対しては、原子力災害時の住民避難に必要な避難道路の確保やバスなど輸送手段の確保などについて、資源エネルギー庁に対しては、電気料金や最終処分を含む核燃料サイクルなどについて、北電に対しては、新港の建設地や技術力の維持確保、プルサーマルの実施などについて、4会場で合わせて150件を超える御質問や御意見などが寄せられ、その全てに対し、国と北電から回答をしております。

また、説明会でお配りしました御意見用紙を通じて30件の御意見が寄せられたほか、一部の会場では、参加された皆様から多くの御質問や御意見などをいただいたことにより、終了時間を延長する対応を取ったところでございます。

○清水拓也委員 道では、今後、後志管内のほか、道内6圏域において11月までをめどに説明会を順次開催するということですが、その開催方法など、どのように考えているか、伺います。

○工藤エネルギー政策担当課長 道内6圏域での説明会についてではありますが、道では、これまで、先行県の事例も参考に、立地自治体である泊村をはじめ、岩宇4町村やUPZを含む後志管内で住民説明会を開催しているところであり、国や北電から、泊発電所3号機の新規制基準適合性審査の結果や泊地域における原子力防災の取組、国のエネルギー政策や泊発電所の安全対策等について説明を行った上で、御質問や御意見を伺っているところでございます。

先行県では、一部を除き、立地自治体及びUPZ圏内の自治体でのみ説明会を開催している中、泊発電所3号機の再稼働に関する道民の皆様の高いことから、道といたしましては、今般の理解要請の背景である国のエネルギー政策、具体的には、国として原子力政策の考え方の大きな変更を行った第7次エネルギー基本計画や、泊発電所3号機の再稼働に関し、国と北電から道民の皆様にご直接説明をし、質問や意見を伺う場として、資源エネルギー庁との共催により、11月までをめどに、札幌市をはじめ、函館市、旭川市、網走市、釧路市及び帯広市におきまして説明会を順次開催したいと考えているところでございます。

なお、その結果や資料等につきましては、道のホームページに掲載し、広く周知するとともに

に、会場に来ていただくことが難しい方もいらっしゃることから、一部の会場の説明について、インターネットの動画サイトでのライブ配信やアーカイブ配信を行い、広く道民の皆様に御覧いただくことができるよう準備を進めているところでございます。

○清水拓也委員 6圏域での説明会の開催方法などについて伺いましたが、私の地元であります帯広、東北道のほうだと、なかなか泊とは縁遠いというのか、距離的にも遠いということがあって、ともすれば後志管内の市町村とは、認識の度合いというのか、大分これに差があるかなという気もいたしますので、説明会の際には、そうした点にも留意していただいて、非常に分かりやすいというのか、よく届くような説明会になっていただければと思います。

次に、再稼働によって電気料金が下がるのではないかとという点は、道民にとって大きな関心事項であります。電気料金の低下が見込まれるとすれば、そのこと自体を再稼働の判断材料の一つと考えるのかどうか、見解を伺います。

○工藤エネルギー政策担当課長 電気料金についてであります。北電の電気料金は全国的にも高い水準であり、道民生活や道内経済に大きな影響を与えている中、北電は、泊発電所の再稼働後には、火力発電の燃料費低減などのメリットに加え、経営効率化の取組の成果などを最大限反映するとともに、物価、金利の上昇の影響なども勘案した上で、適正な水準で値下げを実施することとしており、具体的な値下げ水準につきましては、年内のできるだけ早い時期に示したいとしているところでございます。

道といたしましては、暮らしと経済の基盤である電力は、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点に多様な構成とすることが重要でありまして、電気料金につきましては、エネルギー価格が高騰している中で、道民の皆様の関心も高く、値下げの考えについては、北電が道民の皆様に対し丁寧に説明していくことが重要と考えており、引き続き、北電の動向を注視してまいります。

○清水拓也委員 電力広域的運営推進機関の電力の需要予測におきましては、今後、道内の電力需要は、半導体工場、データセンターの立地などにより大幅に増加する見通しを示しています。

こうした中で、泊発電所3号機の再稼働に向けた判断が求められることとなりますが、道として、増加する電力需要に対応する道内の電源構成のあるべき姿をどのように考えているか、伺います。

○工藤エネルギー政策担当課長 道内の電力需要についてであります。国のエネルギー基本計画におきましては、全国規模での広域連携システムの形成を進め、電力の安定供給に必要な電源は、電力の広域的な運用と市場を通じて、地域を超えて効率的に確保していくとしているところでございます。

こうした観点も含めまして、道としましては、電源構成については、国際的な温室効果ガス削減の取組動向や海外からの安定的な資源の確保なども踏まえ、国全体で適切に設定されるべきものと認識をしております。

○清水拓也委員 先般、道内経済8団体から知事に対し、早期の再稼働に向けた要望がなされま

した。

このことをどのように受け止め、そして、再稼働の判断にどのような影響を与えると考えているか、伺います。

○川畑資源エネルギー局長 経済団体からの要望についてでございますが、本道経済は、不安定な国際情勢や物価、エネルギー価格の高止まりなどに直面するとともに、北電の電気料金が全国的にも高い水準となっており、事業者の方々の経営環境は厳しい状況が続いていると認識しております。

こうした中、今般、北海道経済連合会をはじめ、道内経済8団体の総意として、泊発電所3号機の早期再稼働を求める要望をいただいたことにつきまして、道として重く受け止めているところでございます。

○清水拓也委員 最後に、再稼働の是非を、いつ頃、判断するのかについては申し上げる状況がないというふうにされてはいますが、道民や事業者にとっては先行きの見通しが大きな関心事であります。

改めて、道として判断の時期をどのように見通しているのか、見解を伺います。

○水口経済部長 再稼働に係る判断の時期についてでございますが、原発については、その安全性や必要性について、エネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えております。

こうした考えの下、道では、岩宇4町村や後志管内、さらには道内6圏域において、11月までをめどに説明会を順次開催し、道民の皆様からの御意見や御質問を伺うこととしており、再稼働の判断の時期を申し上げる状況にございませんが、道といたしましては、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

○清水拓也委員 泊原発に関していろいろと質問させていただきました。安定性、経済性、環境性、安全性、いろいろ判断の材料はあろうかと思いますが、いずれにいたしましても、道民の皆様、事業者の皆様、こうした方々の意見というのを早急に把握して、正しい知事の判断が待たれるというふうに思いますので、直接、知事の判断について質疑を行いたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 清水(拓)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

川澄宗之介君。

○川澄宗之介委員 私も、宿泊税について伺っていきたいと思います。

宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子が示されました。その用途について伺っていきたいと思います。

まず、宿泊税の原則的なルール、具体的な施策イメージ等についてであります。観光の高付加価値化というふうにならなっていますけれども、私は、そもそもそれがどういうものを指すのか、

いまいち、まだよく分かっていないので、その点について分かりやすく説明をいただきたいと思っています。

また、旅行者の受益という点で言うと、新税導入による効果というのが視覚的かつ体感できるものでなければならないと思っています。私は小樽ですから、家の近所に宿泊事業者の方がたくさんいらっしゃいまして、説明をどうしたらいいのだろうという話もよく受けるわけでありませうけれども、こういった新たな税負担をいただく道民、道外またインバウンドの皆さんに対してどのようにその効果を示していくのか、まず伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光事業担当課長秋元宏文君。

○秋元観光事業担当課長 宿泊税の使途の方向性についてでございますが、道では、宿泊税という安定財源の下で、旅行者目線に立った施策を推進することで、旅行者の満足度や利便性を高め、何度でも訪れていただく観光立国・北海道を実現することが重要と認識しております。

こうした考えの下、海外の要求レベルの高い顧客ニーズや、自然や歴史、文化など、多様化するニーズに対応するためには、アドベンチャートラベルの一層の推進や地域の魅力的な観光資源を活用した旅行商品の造成などに対する支援が必要でありますことから、宿泊税充当施策の方向性の一つに、観光の高付加価値化を位置づけているところでございます。

また、宿泊税の使途につきましては、先行自治体におきまして、写真やイラストを活用した分かりやすい資料を作成し、ホームページなどで公表しているほか、税活用事業のロゴマークを作成し、活用現場において掲示するといった事例がありまして、こうした事例も参考にしながら、使途を分かりやすく伝え、納税者の方々の御理解と御納得をいただくためのチラシなどを作成し、宿泊事業者の方々に配付するなど、適切に対応してまいります。

○川澄宗之介委員 ぜひ、事業者の皆さんが適切に活用できるようお願いしたいと思います。

次に、骨子についてですが、市町村や観光関連事業者の方々との意見交換を踏まえた振興局ごとのメニューについて、今後、具体化するということでありましたけれども、もちろん、圏域をまたぐものだとか地域性を生かしたものは多岐にわたっているかと思っています。

地域事情だとか観光の入り込みの状況が振興局等によって全く違いますから、新税充当の効果を判断するのは難しいというふうに考えますけれども、今後、その効果というのはどのように判断していこうとお考えなのか伺うとともに、事業ごとの達成評価というのが必要ではないかと思っています。この点について伺います。

○秋元観光事業担当課長 宿泊税充当施策の効果についてでございますが、宿泊税充当施策につきましては、道民の皆様や納税者となる宿泊者など、関係の皆様にも広く御理解をいただきながら推進していくことが重要でございます。

このため、道といたしましては、振興局の取組についても、地域ごとに開催した意見交換会でお寄せいただきました御意見を基に、地域の課題や実態を踏まえ、検討することとしております。

また、これらの取組の効果につきましては、地域ごとに多様な取組となることを見込まれるた

【第2分科会 9月29日 第3号】

め、現時点で施策効果の統一的な評価手法をお示しすることは難しいですが、来年度に行う地域意見交換会などでの御意見をはじめ、北海道観光のくにつくり行動計画において設定する目標指標なども参考に、施策効果の評価の在り方について検討してまいります。

○川澄宗之介委員 分かりました。

次に、内容についてちょっと細かく聞きたいのですが、まず、交通インフラ・ネットワークに関して伺いたいと思います。

今後参考にする意見については、移動利便性の向上というのが多く挙げられていたかというふうに思っています。宿泊者のニーズにおいても、移動手段に関する意見が多数を占めていたということ、それは、道内の交通基盤の脆弱さというのが改めて明らかになったのではないかなというふうに私は思っています。

そういった中で、宿泊事業者のニーズからも、交通システムの整備充実を第一に考えてほしいという声が上がっていたかと思えます。この点についての認識を伺います。

また、道内の地域交通の在り方については、圏域ごとの協議会で様々議論されていると承知をしております。一方で、インバウンドの急増により、地域住民がバスに乗れない状況というのが、私の小樽でも発生をしているところでもあります。こういった部分で、事業者が対策に乗り出すというふうに、道民の足を守る施策と観光としての交通施策というのは不可分というふうに考えております。この点についての見解も伺います。

また、今後、一体的なものとして検討を進めることが、道民の皆さんにとっても今回の新税の使い道として御納得いただけるのではないかなと思えますけれども、見解を伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光事業担当局長上野修司君。

○上野観光事業担当局長 交通インフラ・ネットワークへの認識についてでございますが、北海到来訪者満足度調査によりますと、海外の旅行者が利用する道内での移動手段といたしましては、公共交通機関の利用が最も多いことから、鉄道や路線バスなどの移動利便性の向上は重要と認識しております。

このため、道では、地域と旅行者の安全、安心と良好な関係を構築し、住民の生活と観光振興との両立が得られますよう、今年度から、地域が主体的に行う持続可能な観光地づくりの取組に対する支援を拡充したところであります。

また、宿泊税の使途につきましても、道が昨年度実施した宿泊者アンケートや、市町村や宿泊事業者との意見交換会におきまして、移動利便性の向上に係る意見が多くあったところございまして、今般お示しした宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子では、移動利便性の向上を税充当施策の具体化を検討するものとして取りまとめたところであります。

○川澄宗之介委員 今お聞きをすると、どうしても旅行者の移動利便性の向上という部分が前面に出ているような気がしてしまっていて、再度伺いたいのですけれども、JRだとかバスというものについて、この公共交通というのは住民の足であり、かつ旅行者の移動手段である、それは不可分なものだという認識の上で、移動利便性の向上を税充当施策の具体化として検討していく、そ

ういうことでよろしいのでしょうか。

○上野観光事業担当局長 宿泊税の用途についてでございますが、広域観光という本道の特性を踏まえますと、旅行者にとって公共交通機関を含む移動利便性の向上は重要な政策課題であると認識しております。

このため、今般お示しした基本的な考え方の骨子では、移動利便性の向上を税充当施策の具体化を検討するものとして取りまとめたところでありまして、こうした施策を講じた結果、移動利便性の向上や混雑の緩和が図られることにより、旅行者だけでなく、広く道民の皆様にも寄与するものと考えております。

○川澄宗之介委員 移動利便性の向上というわけでありませけれども、先日、中央バスさんから、高速しゃこたん号が廃止ということになりました。これは、実は、積丹観光の方が利用される路線でもありまして、こういったところで考えたときに、移動利便性の向上だとか地域住民の足というのがなくなってしまったということになるわけですね。やはり、ここは、一体的に、暮らしと観光の両面で喫緊の課題として認識をしていただいて、重要な充当施策として検討を進めるよう指摘をしておきたいと思っております。

あわせて、交通基盤整備の部分でいけば、道道の未開通区間の整備というのは道内観光のネックになっているかなと思っております。長年の懸案でもありました、昨年開通した道道135号線の美唄富良野線でありますけれども、これは、有数な観光地・富良野へのアクセスが大幅に向上したということで地域でも歓迎されているところでもあります。

また、開通期間が1か月と短い道道1116号の富良野上川線、いわゆるチョボチナイロードというところですが、これは、いろんなメディアで取り上げられて、1か月間しか開いていないということで、二輪のライダーの皆さんには本当に好評だというふうに聞いています。

こういった部分は、やっぱり、メディアにも取り上げられて脚光を浴びていますから、道内の地域交通の維持とネットワーク形成というのは道民の生活にとって重要であるとともに、観光需要に応えるものであるというふうに考えております。新税も、道路整備等に充てる観点も重要というふうに考えませけれども、見解を伺います。

○秋元観光事業担当課長 道路整備への活用についてでございますが、宿泊税を充当する施策については、道の新税の考え方におきまして、目的税の趣旨を踏まえ、宿泊者のニーズを把握した上で市町村や事業者の皆様と意見交換を行い、宿泊税充当の原則的なルールとの照らし合わせにより検討する考え方をお示ししているところでございます。

宿泊税を充当する原則的なルールにおきましては、三つの施策の方向性と整合的な施策、旅行者の受益という点で関連性が整理できる施策、広域自治体の役割として整理できる施策に当てはまるものに充当することとしておりますが、新税の考え方では、宿泊税を充当しない施策の例の一つとして、旅行者を主な対象とせず、道民の生命、財産を守ることを主たる目的としている事業を掲げておりまして、生活インフラである道路につきましては、その主目的に鑑み、検討する必要があると考えております。

○川澄宗之介委員 おっしゃることは当然だと思えますし、道道予算に比べたら新税は本当にほんの僅かだというのは僕も承知しております。

ただ、道道は、生活インフラであると同時に、やっぱり、観光資源ということで認識をすべきではないかなと私は思っています。いろんなところを走らせてもらいますと、風光明媚で、特に紅葉の時期になればすごくきれいなところがたくさんあるかと思うのです。こういったところを、国のほうでは、秀逸な道という形で、230号線等を活用してシーニックバイウェイとかをやっているわけでありましてけれども、こういった部分では、道版の秀逸な道として選定してPRすることだとか、また、フォトスポットや案内板の設置など、観光利活用としての道道整備にも取り組むべきだというふうに考えますけれども、改めて伺います。

○秋元観光事業担当課長 道路の観光資源としての活用についてでございますが、道では、道路を観光資源とするシーニックバイウェイ北海道推進協議会が行う取組に参画をしております、道道に関しましても、日高振興局が道道209号線沿いのサラブレッド銀座駐車公園を観光スポットの一つとしてPRする取組を行っているところでございます。

宿泊税の充当につきましては、今後、定例会での御議論や、市町村や関係団体と協議を行いながら、検討を進めてまいります。

○川澄宗之介委員 ぜひ、検討を進めていただきたい。例えば、後志でも岩内洞爺線がありますけれども、あそこは本当にきれいなところだと思います。アピールすれば使えると思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思えます。

次に、さきの定例会の予算特別委員会第2分科会で、私は、鉄道ツーリズムについて提言を申し上げました。趣味だろうと言われたらそれまでなのですが、7月下旬、さきの定例会が終わってから、網走から釧路まで釧網本線に乗ってきました。ちょうど実証実験をやっておりましたので、それに参加したわけでありまして、道外、インバウンドの観光客の方が多数乗車されておまして、原生花園だとか知床斜里で降りる方も、また、そこからも乗車しますし、川湯まで行かれる方、そのまま乗り通して塘路で湿原のほうを楽しむ方などもいて、本当に釧網本線は、知事も以前乗られたというわきは聞いていますけれども、これは使えるなというふうに思っています。中には、鉄道に乗ることが目的の方もいらっしゃるって、非常に話が弾みまして、全道これだけ乗ったんだよという話もされておりました。本当に鉄道が大好きな方が、鉄道に乗ることを目的として旅行に来られておりました。

北海道の鉄道の魅力について、改めて、鉄道ツーリズムを新税の施策の一つとして今後検討すべきというふうに考えますが、見解を伺います。

○佐藤禎洋委員長 誘客推進担当課長山崎賢一君。

○山崎誘客推進担当課長 北海道の鉄道の魅力の活用についてでございますが、鉄道をはじめとする公共交通機関の利用促進は、旅行需要の地域偏在の解消に向けて重要でありますとともに、鉄道に乗ることを目的とする旅行者がいることにつきましても承知しているところでございます。

こうした中、道では、観光機構と連携し、鉄道ならではの旅の楽しみをSNSで発信しますとともに、国内外で開催される旅行博などにおきましても、JR北海道と連携し、鉄道旅行の魅力につきましてプロモーションを行うなど、鉄道の価値を生かした広域周遊の推進を図っているところでございます。

宿泊税の充当につきましては、今後、今定例会での御議論や、道内市町村や関係団体と協議を行いながら、さらに検討を進めてまいります。

○川澄宗之介委員 今の御答弁で、道内市町村や関係団体と協議を行いながら、さらに検討を進めるというふうにおっしゃっていましたが、あんまりのんびりしていると、北海道の鉄道が、今、岐路に立たされている状況もありますし、また、開拓期の鉄道遺構だとか遺産、私もいろいろ回って見ているのですけれども、糠平湖の橋だとか、それから、私が生まれるとつくの前になかったのですが、たしか根北線の橋梁もありましたよね。ああいうものも、放っておいたらなくなっちゃうわけですよ。また、廃線だとか廃駅というものもなくなっていくわけですから、こういった部分は、本当に早急に、道自らが道内の鉄道遺産等を調査して、やっぱり、鉄道ツーリズムの実現に向けた協議を進めるべきだというふうに私は強く考えていますけれども、再度見解を伺います。

○佐藤禎洋委員長 誘客担当局長金盛修君。

○金盛誘客担当局長 北海道の鉄道の魅力の活用についてでございますけれども、道といたしましては、路線や駅舎の遺構といった鉄道遺産につきましては、地域の観光資源として北海道観光のさらなる高付加価値化につながるものと考えております。

宿泊税の充当につきましては、今後、定例会での御議論や、道内市町村や関係団体との協議を行いながら、さらに検討を進めてまいります。

○川澄宗之介委員 ぜひ、本腰を入れていただきたいなと思っています。道路整備と併せて、北海道が持つ観光資源というのは本当に恵まれていますから、それをどう活用するかというのは、今後、宿泊税の充当の在り方について、引き続き、私も議論していきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、スポーツ大会・合宿について伺います。

これもさきの定例会の予算特別委員会の中でも指摘をしたわけですが、私は、いまだになかなか理解ができないところであって、そもそもスポーツ大会だとかスポーツに係る合宿というのは観光なのかという根本的なところに、やっぱり、疑問というか、それが解消されない状態もあります。

市町村ニーズからも、スポーツ合宿や大会に対する助成だとか、合宿者や学生に向けての宿泊助成などという部分は、これはそもそも課税対象から除外すべきではないかなと私は思っています。

課税されるのであれば、本来なら、それが宿泊される方々にとって目に見える形で、例えば、グラウンドの整備が進んだとか、宿泊施設がよくなったとか、目に見えるものになっていけば、

受益と負担の関係というのははっきりするわけですが、現状であれば、なかなかその負担と受益の関係というのが曖昧なままなのではないかなと思っています。この点をどう明確に分かりやすく説明していくのか、伺います。

○秋元観光事業担当課長 スポーツ大会や合宿誘致への支援についてでございますが、道では、修学旅行等については、学校教育法上に基づく教育課程に公益性を認め、広く一般の利益の増進になると考えられますことから課税免除としたところでございますが、スポーツ大会・合宿につきましては、こうした考え方に加え、宿泊施設等の受入れ機能の強化、高度化などの施策は一定程度の受益があると考えられますことから、課税免除とせず、使途の中で支援策を検討することとしているところでございます。

このため、今般取りまとめた基本的な考え方の骨子におきましては、長期宿泊を踏まえた設備充実化への支援などを、税充当施策の具体化を検討するものとしてお示ししたところでございます。

また、宿泊・観光施設やスポーツ施設の充実などにつきましては、スポーツ大会・合宿に参加される宿泊者の方々の受益も考慮し、今後の検討項目として整理したところでありまして、今定例会での御議論等も踏まえ、今後、具体的な取組の方向性を検討してまいります。

○川澄宗之介委員 今、御答弁の中で、スポーツ大会・合宿に参加される宿泊者の方々の受益も考慮し、今後の検討項目ということでお答えいただきましたので、ぜひそうしていただきたいというふうに思っています。

宿泊税は、広く道民の皆さんだとか全て道内に宿泊される方にはお願いをするものでありますから、マクロの視点でいけば、当然、一定の負担をいただいて、それから各種政策となると思うのですけれども、今回のスポーツ大会・合宿だとか、長年、自治体で取り組んでこられたものがたくさんありますし、あくまでも、観光目的じゃなくて、地域振興だとか、そういった意味で取り組まれているわけですから、やっぱり、こういった方々が負担をするという場合は、そこがしっかりと受益につながる、そういった部分について、今後、しっかりと取り組んでいただくよう求めておきたいと思えます。

最後の質問になります。

市町村との役割分担なのでありますが、使途の重複だとか負担の割合の協議が今進められてきたかなと思っています。道内市町村においては、佐藤(禎)委員長や私の地元であります小樽のように、宿泊税導入を決定して、その使途や目的を明確にしているところもあります。その一方で、なかなか観光というものがまちにとっての大きな施策とはなり得ないところもあるというふうに感じているわけでもあります。

また、今回、市町村や事業者から出された宿泊税に関する各種意見というのは、道が施策として検討する内容とちょっと考え方のずれがあるのではないかなと思う場面もあるわけです。それだけ観光に関する考え方というのは、それぞれの自治体によって多種多様にわたっているのではないかなと思っています。

こういった中で、長野県では、新税の導入に当たって、経費を除いた税収の最大2分の1を市町村に交付し、独自性を生かした取組への支援、また、県と協調して実施する広域的、重点的な取組を支援するとしています。

使途の重複だとか地域間の調整、格差解消に、皆さん、年度ごとに取り組まれるわけでありませうけれども、それは非常に困難ではないかなと考える場面もあります。そういった意味で、長野県のような方法というのは検討の余地があるというふうに考えますけれども、現時点での見解を伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済部観光振興監阿部正幸君。

○阿部経済部観光振興監 市町村との役割分担についてでございますが、新税の考え方では、基礎自治体である市町村においては、市町村内の施策や地域特有の課題への対応などの役割を担うことを想定してございまして、一方、広域行政を担う道では、道内全域の施策や市町村をまたぐ広域的な施策、全道域に効果が及ぶモデル的な施策などの推進を担うことを想定してございませう。

道としては、こうした考えの下、市町村や宿泊事業者からの御意見を基に取りまとめました基本的な考え方の骨子におきまして、地域の支援ニーズが高く、点から面への広がり期待される取組につきましては道が取り組んでいく必要があると考えまして、地域特性に合わせた持続可能な観光地づくりなど、地域の取組と情報発信への支援を地域の取組支援として整理したところでございます。

また、地域課題への対応といたしまして、振興局の提案による施策を具体化することとしてございまして、道としては、今後、今定例会での御議論を踏まえまして、使途の具体化に向けまして、市町村と情報共有と意思の疎通を一層密にしながら、宿泊税充当施策が地域の課題と実態に即したものとなるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○川澄宗之介委員 導入前から他県の事例を出して申し訳ないなと思うのですけれども、観光資源というのは、やっぱり、他県に比べて北海道というのは非常に多いというのは、これは、私もともと道外出身でありますし、北海道に来てもう30年以上になりますけれども、これだけ恵まれた地域はないなというふうに思っているところでもあります。

その一方で、自治体数が札幌を除けば178あって、それぞれの考え方も多様であるということや、皆さん、施策をいろいろ検討されているところだと思います。また、それに合わせて、宿泊税の使途については、その都度、検討、ブラッシュアップをしていかなければならないというような状況でもあるかと思えます。

それから、先日、北海道観光機構を含めた宿泊事業者の団体の皆さんが、宿泊税の導入に向けて、道の機構に対する柔軟な予算執行を求める要望書ということで、我が会派にも来られました。新税導入を決めたのは知事でありますから、やっぱり、知事が責任を持って、他人任せにすることなく、北海道の観光振興に向けて全力で取り組まなければならないというふうに私は思っています。まるで丸投げするようなことは、やっぱり、これは皆さんに税金を負担していただく

【第2分科会 9月29日 第3号】

ということでもありますから、その責任は大きいなというふうに思っております。こういった点も含めて、改めて知事の考えをお聞きしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○佐藤禎洋委員長 川澄委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

角田一君。

○角田一委員 それではまず、れんが産業の維持支援・技能継承と資格の在り方について質問させていただきます。

赤れんが庁舎の再生工事も終了して、多くの来場者を迎えています。その工事には、北海道遺産でもある江別のれんがも活用されたと承知しております。

赤れんが庁舎に使われているような普通れんがの生産量は、建材の多様化などで、かつての生産量から見ると微々たるものになっております。多くの歴史的建造物にれんがが使用され、歴史的景観を維持するためには、道内の職人の育成、技術の継承や、公共的な施設へのれんがの活用、あるいは、民間活用を促す施策の展開が必要と考えます。

また、平成23年にれんが積み職種の技能検定の受検者の減少を受け、技能検定より、れんが積み職種が廃止されたのは御承知のことと思っております。建設業許可業種、タイル・れんが・ブロック工事としての実務経験による支えは存在していますが、れんが以外でも認可されるものであります。

赤れんが庁舎の改修工事においても、地元・江別の関係者の方が現場において指導する一方で、実際に作業を行うのは東京からの職人であったと聞くところです。これらの点を踏まえて、以下、数点伺います。

まず、れんが産業の現状及び振興についてですが、北海道では、れんが産業の現状をどのように捉えているのか、また、れんが産業の振興に向けてどのような取組を行っているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 産業振興課長茶谷智子君。

○茶谷産業振興課長 れんが製造についてでございますが、普通れんが製造の製造品出荷額は、国の統計調査によりますと、平成27年では全国で約33億円、本道は約4億3000万円に対し、令和6年には全国で約20億円、本道では約1億2000万円と、全国的に減少傾向にあると認識しております。

道といたしましては、れんが製造も含め、道内製造業の振興に向け、事業者の方々が、原材料価格高騰の長期化や人手不足の深刻化、DXの急速な進展など、社会経済情勢の変化に対応できるよう、専門家派遣や産業支援機関による技術力向上や新製品開発の支援をはじめ、生産管理等の研修やセミナー開催を通じた生産性向上の促進、学生等を対象とする現場見学会やイベント出展等による人材確保といった取組とともに、産業振興条例に基づく助成制度を活用し、ものづく

り企業の競争力強化に取り組んでいるところでございます。

○角田一委員 次に、技能検定の廃止により、れんが積み技術への後継者意識や関心が低下をしたと聞きます。

技術の承継を下支えするために、北海道として、技術的な認定制度の新設、あるいは、再構築させることも重要と考えますが、御意見をお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 産業人材担当局長森秀生君。

○森産業人材担当局長 認定制度についてでございますが、れんが建築は、赤れんが庁舎をはじめ、本道の歴史や文化に大きな役割を果たしてきたものと考えておりますが、国家検定であるれんが積み職種の技能検定につきましては、全国的な受検申請者の減少などもございまして、平成23年度で廃止されたところであります。

一方、道におきましては、道内における技能評価の普及を促進し、技能者の社会的・経済的地位の向上を図るため、技能検定で実施されていない職種について、事業主や事業主団体などが独自に技能評価を行う場合、一定の条件を満たすものを道が認定する北海道技能評価認定制度を平成29年から設けており、こうした制度の活用なども通じ、様々な分野での人材育成や技能の承継に努めてまいります。

○角田一委員 ありがとうございます。

北海道技能評価認定制度、こちらのほうが設けられていると。事例が1件しかないということはお聞きしているところなのですが、やはり、最初の出荷額の部分でもあったとおり、本当に市場規模というか工場の稼働も減っている、ゆえに人間も減っている、事務局体制を取ることも厳しい状態になってきているという現状を認識いただきながら、こういった技術の承継に関わる側面からも大きく支援をいただきたいなと考えるところであります。やはり、歴史的建造物を守るためにも必要なことですので、どうかよろしくお伺いいたします。

次に、千歳川流域におけるPFAS対策についてに移ります。

9月18日、江別市議会で、ラピダス株式会社の半導体製造工場本格稼働に向けた有機フッ素化合物に関する積極的な情報開示と検査体制の充実を求める意見書が採択されました。この件は、さきの一般質問でも取り上げられたところでありますが、私自身も質問を重ねてきておりますので、重複する部分もあろうかと思いますが、質問いたします。

まず、規制外のPFASのモニタリングについて、熊本県は、半導体関連企業の集積に伴う環境モニタリングとして、法令で規制されているPFAS、PFOA、PFHxS以外のPFASをモニタリングの対象に含めておりますが、このことについて道の認識をお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 次世代半導体戦略室参事米地篤君。

○米地次世代半導体戦略室参事 規制対象外のPFAS調査についてであります。熊本県においては、製造、輸入等が原則禁止されているPFOS、PFOA、PFHxS以外のPFASについてもモニタリングを実施しておりますが、こうした規制対象外のPFASについては、現在、国において、人の健康に与える影響や環境中の存在状況などに関する調査、知見の蓄積が行

われているところであり、指針値の設定などには至っておりません。

このため、道では、現在、モニタリングの対象としていないものの、国に対し、国内外の健康影響等に関する知見の集積に努めるほか、新たな知見について分かりやすく速やかに情報提供することや、公共用水域及び地下水に係る調査結果の解析、研究を進め、健康への影響に係る知見に応じた評価指標を早急に検討することなどの要望を行っているところであり、国の検討状況を踏まえ、適時適切に対応してまいります。

○**角田一委員** 法令で規制されていないPFASについて、今後、国から対応方針が示された場合、北海道は、現在実施している千歳川での調査やラピダス社との協定の内容を見直す考えはあるのかを伺います。

○**米地次世代半導体戦略室参事** PFAS調査等についてであります。道では、道民の皆様の安全、安心のため、公共用水域の指針値が設定されているPFOS、PFOAに加え、こうした物質と同様に、製造、輸入等が原則禁止されているPFHxSと合わせた3種類のPFASを千歳川でのモニタリング調査項目としたところであり、本年1月に締結したラピダス社との協定においても、同様の考えから、これらを工場排水の自主測定項目としたところです。

今後、規制対象外のPFASについて、国が指針値を設定するなど新たな対応が示された場合には、道として、千歳川でのモニタリング調査について、千歳市とも連携して適切に対応するとともに、ラピダス社との協定内容についても必要な見直しを同社と協議してまいります。

○**角田一委員** 最後ですが、江別市議会のホームページに掲載されている北海道への意見書では、水利用協定書についての北海道の情報開示が不十分であり、千歳川を水源とした水道水を飲む住民の不安を増大させているとのことでもあります。

北海道は、こうした住民の不安払拭に向けて、関係市町村と連携の上、対応すべきと考えますが、認識を伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 次世代半導体戦略室長浦田哲哉君。

○**浦田次世代半導体戦略室長** 道の対応についてでございますが、この次世代半導体プロジェクトの持続的な成功に向けては、地域との共生の観点から、周辺環境への十分な配慮と道民の皆様に対する丁寧な情報発信に努めることが必要と認識してございます。

このため、道では千歳川のPFAS調査を行っておりまして、これまで、パイロットラインの稼働前後で実施してきましたほか、来年10月には苫小牧地区工業用水道の利用が開始される予定であることから、その前後で比較ができますよう、年内及び来年1月から3月の期間において、各1回実施し、その後も、適宜、調査の実施を検討してまいります。

なお、モニタリング調査の結果につきましては、引き続き、千歳市と連携してホームページで公表しますほか、千歳川の流域の自治体を含め全道で開催する道民向けセミナーにおいても説明を行うこととしておりまして、こうした取組を通じ、千歳川流域の皆様への御不安の払拭とともに、広く道民の皆様への安全、安心の確保に努めてまいります。

○**角田一委員** この件につきましては、本当に適宜、適時適切な対応をよろしくお願い申し上げます。

まして、質問を終えます。

ありがとうございました。

○佐藤禎洋委員長 角田委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

鈴木一磨君。

○鈴木一磨委員 それでは、通告に従って、順次質問してまいります。

泊原発再稼働について、政府は、原子力関係閣僚会議において、原発等が立地する地域の地元の実情や要望を踏まえた地域振興・防災対策に取り組んでいくために、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法による政府の支援の対象地域を、現行の10キロ圏域内からおおむね30キロ圏域内に拡大する方針を決定しました。

このことについて、道は、さきのエネ特委員会で、対象地域を拡大することでインフラ整備支援を拡充するために今回の方針を決定したものと承知している、道では、構成員である原子力発電関係団体協議会を通じ、平成24年度から原子力災害対策が必要な区域が30キロ圏まで拡大されていることを踏まえ、電源3法交付金等の対象地域を当該区域まで拡大するなど、必要な見直しを図るよう要望しているなどとの答弁があり、道では、今後、UPZ30キロ圏内を一つの基準として対応していくものと考えているところであります。

そこでまず、対象地域拡大の認識について、エネ特委員会では、3号炉の再稼働の同意について、道は、50年以上にわたって岩宇4町村一体で活動が行われていたといった歴史的な経緯など、様々な経緯を踏まえて判断されたものと受け止めていると答弁されました。一方、政府は、事故時のインフラ整備の特別措置をUPZ圏内に拡大する方針とし、このことは、事故があれば大きな影響を被ることを政府も道も認めているという証左であり、泊3号機の再稼働についても、特別措置区域と条件を同じにし、UPZ圏内の自治体全ての合意を得るとするのは当然と考えますが、改めて道の認識を伺います。

○佐藤禎洋委員長 資源エネルギー局長川畑千君。

○川畑資源エネルギー局長 地元同意の範囲についてでございますが、再稼働に関する地元同意の範囲につきましては様々な御意見があると承知をしており、道といたしましては、関係自治体の範囲も含め、具体的な手続につきましては国が明確にすべきと申し上げてきたところでございます。

こうした中、経済産業大臣から、今般の理解要請については、道と立地自治体である泊村のほか、発電所建設予定地が選定される当初から50年以上にわたって岩宇4町村一体で活動が行われ、その後も4町村で取組を進めてきたこと、また、その経緯も踏まえて岩宇4町村が同じ立場で事業者との協定を締結している状況、さらには、様々な地元の実情を総合的に勘案し、共和町、岩内町、神恵内村に対しても理解要請を行うとの説明がございました。

道といたしましては、先行県では、県及び立地自治体のみに理解要請が行われてきた中で、今回、国として、歴史的な経緯など、様々な背景を踏まえた上で判断されたものと受け止めております。

○鈴木一磨委員 こうした状況の中、現在、UPZを含む後志総合振興局管内で道主催の住民説明会が開催されていると承知しますが、まず、住民からの質問や意見等について、説明会では、国や北電からの説明に対し、質疑の時間を設けて住民からの質問や意見等を伺っているものと承知していますが、その場では具体的にどのような内容の質問や意見が寄せられたのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 エネルギー政策担当課長工藤和浩君。

○工藤エネルギー政策担当課長 後志管内での住民説明会についてであります。道では、今月28日までに、立地自治体である泊村をはじめ、岩宇4町村で住民説明会を開催し、国や北電から、泊発電所3号機の新規制基準適合性審査の結果や、泊地域における原子力防災の取組、国のエネルギー政策や泊発電所の安全対策等について説明を行った上で、御質問や御意見を伺ったところでございます。

住民の皆様からは、原子力規制庁に対しては、新規制基準適合性審査に係る審査期間や発電所敷地内断層の活動性に関する判断などについて、内閣府に対しては、原子力災害時の住民避難に必要な避難道路の確保やバスなど輸送手段の確保などについて、資源エネルギー庁に対しては、電気料金や最終処分を含む核燃料サイクルなどについて、北電に対しては、新港の建設地や技術力の維持確保、プルサーマルの実施などについて、御意見や御質問などが寄せられたところでございます。

○鈴木一磨委員 説明会では、参加者から、規制委の審査状況や原子力災害発生時の避難対策、国のエネルギー政策や北電の安全対策など、様々な観点からの質問や意見が寄せられたとのことですが、こうした道民の声について、道としてどのように受け止めているのか、見解を伺います。

○工藤エネルギー政策担当課長 住民説明会の開催状況などについてであります。岩宇4町村で開催した説明会では、原子力規制庁や内閣府、資源エネルギー庁、北海道電力に対し、4会場で合わせて150件を超える御質問や御意見などが寄せられ、その全てに対し、国と北電から回答をしております。

また、説明会でお配りしました御意見用紙を通じて30件の御意見が寄せられたほか、一部の会場では、参加された皆様から多くの御質問や御意見などをいただいたことにより、終了時間を延長する対応を取ったところでありまして、御参加いただいた皆様に関心を持っていただけているものと認識をしております。

○鈴木一磨委員 全然答えになっていないのですよね。私は、参加者が関心があるようだったというその傍観状況を聞いているわけじゃないのですよ。そんなことは、わざわざ質問しなくても先ほどの質問の答弁で分かりますよ。私は、こうした声がいろいろ上がっていること、現時点で意見、要望が出ていることへの道の受け止めと見解を聞いているのですよ。広域自治体として、既に心配や不安の声が出ていることに対して、何か思うところはないのか、再度伺います。

○工藤エネルギー政策担当課長 住民説明会の開催状況などについてであります。説明会で

は、国と北電に対し、4会場で合わせて150件を超える御質問や御意見などが寄せられ、その全てに対し、国と北電から回答をしております。

また、御意見用紙を通じて30件の御意見が寄せられたほか、一部の会場では、参加された皆様から多くの御質問や御意見などをいただいたことにより、終了時間を延長したところでありまして、御参加いただいた皆様に関心を持っていただけているものと認識をしております。

なお、道といたしましては、質疑も含め、説明会の内容について道のホームページに掲載をいたしまして、広く道民の皆様に御覧いただけるようにする考えでございます。

○鈴木一磨委員 地域住民から、生活や避難路の確保などへの不安や懸念の声が上がっているのであれば、それが解消されるまで、例えば、道として国などに対策を要望していくなど、地域を守る姿勢が今の答弁からは全くうかがえないのですよ。

また、先ほどの地元同意の答弁についても、道として、電源3法交付金の対象地域の拡大などを要望しているのであれば、手続的にも、少なくとも当該要望区域であるUPZ圏内自治体の意向、同意が必要ではないかという質問にも直接答えていないのですよね。全然、道の意思がなくて、全く他人ごとでありますので、申し訳ありませんが、その点を知事に直接伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

次に、核ごみ最終処分地問題に関連し、まず文献調査後の動きについて伺います。

NUMOは、2020年秋に寿都町や神恵内村で始まった高レベル放射性廃棄物最終処分地に係る文献調査の報告書を2024年11月に作成し、そのNUMOの報告書は、寿都町や神恵内村に報告され、その後、道民への報告書縦覧を終了しました。既に、NUMOは、ボーリング調査など、概要調査で特に確認する事項があることを報告しています。

寿都町では、降って湧いたように始まった文献調査以降、町民を分断する状況が5年間も続いています。これ以上、地域の疲弊を拡張してはならないと考えますが、今後どのようなことが想定されるのか、伺います。

○工藤エネルギー政策担当課長 文献調査についてであります。最終処分法施行規則では、今後、NUMOは、先般行った文献調査報告書に関しまして、パブリックコメントにおいて寄せられました意見の概要及びその意見に対する見解などについて記載した書類を知事及び両町村長に送付することとなっております。

また、こうした手続が進められた後、最終処分法では、概要調査地区を選定しようとするときは、NUMOは、国に対し、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画の変更を申請することになっており、その後、経済産業大臣は知事及び所在市町村長へ意見照会を行うことになっております。

○鈴木一磨委員 新知見の取扱いについて伺いますが、道内科学者の会では、寿都町の磯谷溶岩を新知見として学会に発表するとともに、NUMOに対し、報告書の修正を求めています。

寿都町の地層調査から処分地として不適地とした道内科学者の新知見を、道はどのように受け止めているのか、所見を伺います。

○**工藤エネルギー政策担当課長** 新たな知見への対応についてであります。このたびのNUMOの文献調査報告書では、新たな知見への対応について、学術論文や学会などで進められる議論、検討状況の情報収集に努めるなど、知見をよく確認し、それを地層処分の観点から段階的調査でどう扱うか考えるという対応方針であるとされているところでございます。

こうした中、調査終了後に、磯谷溶岩など新たな知見であると主張する報告が見られたことから、道としましては、報告書に対するパブリックコメントにおきまして、調査終了後に新たな知見とする内容が報告された場合の具体的な対応の考え方を問う意見を提出しているところでございます。

道といたしましては、国やNUMOにおきまして、磯谷溶岩に関する論文に対する考え方も含め、新たな知見への対応については、国民の皆様、道民の皆様に丁寧に説明していくべきと考えているところでございます。

○**鈴木一磨委員** 磯谷溶岩の新知見に関し、知事は、新たな知見への対応について、国やNUMOに考え方を問う意見を提出したとのことですが、本来であれば、学術論文や学会議論において、本道で暮らす道民に少しでも危険性がある、または、生活の安全性に懸念がある場合は、その危険性を除去ないし対策を講じることでもしない限り、道民の安心、安全を守られないとして、例えば、知事が国等に強く進言する立場にあるのではないかと思います。

一貫して国やNUMOが道民に説明すべきとの姿勢では、あまりにも他人ごとで、道民生活を守る意思是全く感じられず、道民生活の安全性の確保の考えについて、知事に直接確認したく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

続いて、候補地の選定について伺います。

知事は、この間、これまでの手挙げ方式による候補地選定方法に疑問を呈し、この核ごみ処分地問題が全国的な広がりを見せていないと発言していますが、これまで、政府や機構に対し、どのように対応してきたのか、伺います。

また、知事は、最終処分の問題は国民的な議論が必要との認識を示していますが、これまで全国的な調査地点の検討、協議の広がりが見られず、北海道頼みの問題となることを懸念しますが、併せて所見を伺います。

○**川畑資源エネルギー局長** 高レベル放射性廃棄物の最終処分についてでございますが、道といたしましては、現在の選定プロセスは、市町村の発意を主とし、最適な処分地選定という観点で課題があり、また、実質的に地域に調査地区等の選定に係る決定を委ねていると認識しており、国に対し、全国の適地を調査し候補地を絞り込むとともに、広く住民に丁寧に説明し、理解を得るなど、処分地選定プロセスの見直しについて、パブコメ等を通じ、積極的に求めてきたところでございます。

道といたしましては、最終処分の問題は、国民的な議論が必要な問題であり、より多くの国民の皆様がこの問題を知っていただきたいと考えておりますが、調査地点に広がりが見られず、結果として北海道だけの問題になってしまうことを懸念しており、国に対し、全国において最終処

分事業の理解促進に向けた取組を一層加速させることなどを要望しているところでございます。

○鈴木一磨委員 次に、I Rについて伺います。

まず、道の姿勢について、今定例会の我が会派の代表質問において、知事は、社会的影響対策や環境への配慮といった課題を踏まえ、北海道らしいI Rコンセプトを構築するとし、I Rに関する基本的な考え方を改定すると答弁しました。

しかし、その一方で、道は、道内市町村に対してI Rに係る意向調査を実施し、81団体が関心がある、うち2団体が自らの地域内の整備に関心があるとの回答がありました。

仮に、環境保全対策などにおいて、整備意向のある市町村が描くI R像と道のコンセプトが相違していたり、ギャンブル依存症やオーバーツーリズム等の懸念で道民世論が反対に傾いた場合などは、白紙に差し戻すことも含めて、全てを市町村任せにせず、道がしっかりグリップすべきと考えますが、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光局長佐々木敏君。

○佐々木観光局長 I Rに係る道の取組についてでございますが、令和5年度の国による初めての区域整備計画の認定、コロナ禍からのインバウンド需要回復、国際会議の開催数の増加など、I Rを取り巻く環境は大きく変化しているものと認識しておりまして、道では、こうした大きな環境変化や市町村からの幅広い御意見などを踏まえ、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け、基本的な考え方を改定することとしたところでございます。

道といたしましては、こうした状況を踏まえ、今回の調査で御回答いただいた市町村の御意見をさらに丁寧にお伺いしながら、経済団体、事業者など関係者からも御意見をお伺いするとともに、道議会での御議論もいただきながら、あわせて、広く道民の皆様へ情報提供を行うなど、I Rに関する基本的な考え方の改定に向けた取組を進めてまいります。

○鈴木一磨委員 これまでのI Rに関する議会議論等においても、ギャンブル依存症やオーバーツーリズム、環境保全など、道においてI R導入後に懸念される課題の把握や検証に努めるというふうにと道は示していましたが、これまでどのように把握や検証を進めてきたのか伺うとともに、今次コンセプトや基本的な考え方の改定にどのように反映するのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済部観光振興監阿部正幸君。

○阿部経済部観光振興監 今後の進め方についてでございますが、コロナが5類に移行し、様々な経済活動が活発化する中、道では、I Rに関する検討を再開し、これまで、観光やM I C Eの需要動向はもとより、国や先行自治体の状況を注視するとともに、ギャンブル等依存症などの社会的影響対策、さらには、施設の継続的な事業運営のほか、市町村のお考えなど、I Rを取り巻く最新の情報把握と諸課題の整理を進めているところでございます。

道としては、コロナ禍後の情勢変化を踏まえまして、施設の機能や規模、継続的な事業運営、全道への経済効果の波及、環境への配慮や依存症対策といった検証すべき課題への対応などにつきまして、引き続き、先行する大阪の状況や今後の国の動向などを注視しつつ、市町村や経済団体、事業者など関係者からの御意見を伺うとともに、道議会での御議論もいただきながら必要な

検討を進めてまいりたいと考えております。

○鈴木一磨委員 北海道らしいIRコンセプトの全体像が見えて、基本的な考え方の改定案が示された際には、また改めて議論したく考えますが、道においては、これまでの議論経過も踏まえ、環境保全対策やギャンブル依存症対策など、社会的影響や課題等について十分研究、検証をするよう強く指摘しておきます。

次に、物価高騰対策について伺います。

まず、道独自の物価高対策の検討について、国会では、自民党の総裁選等で政治空白が長引き、物価高騰対策のさらなる遅れが懸念されるため、国による物価高騰対策が進まないのであれば、道が代わりに生活者や事業者を物価高から守らなければならないと考えます。

物価やエネルギー価格高騰の長期化により、家計や事業経営の疲弊が積み重なり、もう待ったなしの状態にあります。直ちに、時限的にでも、道として独自の物価高騰対策を追加で講じるべきと考えますが、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済企画課長篠原裕史君。

○篠原経済企画課長 物価高対策についてでございますが、物価やエネルギー価格の高止まりなどによりまして、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営に大きな影響が生じておりますことから、道では、本年1月に策定しました物価高緊急経済対策に基づきまして、子育て世帯に対するお米券、牛乳券の支給や、中小・小規模事業者のデジタル技術導入への補助など、必要な支援に取り組んできたところでございます。

また、さきの定例会において予算を議決いただきましたLPガス利用者への支援は、9月から11月の検針分の利用料金から値引きを実施し、特別高圧電力利用者への支援は、7月から9月の利用分につきまして10月から申請受付を開始するところでございます。

道といたしましては、これらの事業の着実かつ効果的な執行に取り組みますとともに、市町村が実施する、いわゆる福祉灯油事業への支援や、非正規労働者の処遇改善、中小・小規模事業者の経営基盤の強化など、既存施策を最大限活用した取組を推進し、物価高の影響緩和に努めてまいります。

○鈴木一磨委員 道は、これまでも、物価やエネルギー価格の高騰で疲弊する道民や事業者への影響緩和に向けて物価高緊急経済対策などに取り組んでいると今の答弁にもありました。

しかし、道民への幅広い支援とはなっていません。LPガスや特別高圧電力の料金負担軽減や、中小企業等のデジタル技術導入支援、中小・小規模事業者の経営基盤強化、お米・牛乳子育て応援事業など、同じような支援事業が複数年繰り返されており、例えば、高齢者や子どもがいない中間層など、支援の恩恵が少ない方々も多いのが実態であります。

食料品価格高騰対策や家計応援給付など、広く支援が行き届き、かつ効果的な支援策となるよう、第三者も交えて多角的に検討すべきと考えますが、所見を伺います。

また、これまでの道の物価高対策について、効果や課題をどのように捉え、今後どのように対策を講じていくのか、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済部長水口伸生君。

○水口経済部長 今後の対応についてでございますが、道では、支援策の検討に当たり、経済団体や労働団体などからの要請のほか、市町村や企業の方々などからヒアリングした景気動向や支援ニーズなど、幅広い立場の皆様から御意見をお聞きし、本道経済の実情把握に努め、経済対策推進本部を通じて、庁内関係部が情報の共有を行いながら施策に反映してきたところでございます。

支援策を利用された方々からは、物価高が長引く中、支援してもらえるのは助かる、厳しい経営状況の中、経営継続の一助となったといったお声をいただいている一方、各種経済指標やヒアリング結果などを見ますと、道民の皆様の生活や事業者の方々の経営環境は厳しい状況が続いていると認識しております。

道といたしましては、引き続き、事業の利用状況や利用者の反応などを勘案し、実施事業の効果や課題について点検、検証してまいりますとともに、地域の皆様や事業者の方々からの声に真摯に耳を傾け、変化する経済情勢や国の動向などを注視しつつ、時期を逸することなく対応できるよう取り組んでまいります。

○鈴木一磨委員 今、時期を逸することなく対応すると答弁がありましたけれども、既に国による物価高騰対策が停滞している時点で、時期を逸しています。

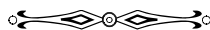
食料品価格高騰対策や家計応援など、国が即時に対策できなければ、やっぱり、それまでの間だけでも道として早急に支援策を実施すべきと求めてきましたが、道の腰が重く、コロナ禍時に緊急事態宣言を発したような知事の迅速な動きも見られません。長期にわたる物価高騰で苦しむ社会的現状をどのように捉え、どのように対策を講じるべきなのか、知事の所見を直接伺いたく、委員長のお取り計らいをお願いいたします。

以上で私の質問を終了いたします。

○佐藤禎洋委員長 鈴木(一)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩



午後3時20分開議

○佐藤禎洋委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済部所管に関わる質疑並びに質問の続行であります。

富原亮君。

○富原亮委員 お疲れさまでございます。

委員長のお許しをいただきましたので、食産業の振興についてということでお伺いをしてまいりたいと思います。

まずは、私、先般、さきの定例会の6月17日でありましたけれども、一昨年(2020年)の5月15日に就任

をさせていただきましてから道議会の議長として約2年間、皆様に大変いろいろな部分での協力もいただきながら務めさせていただくことができましたし、今日、委員として出席いただいている多くの議員の皆様の御理解の下で大変貴重な経験もさせていただきました。

各方面からの要望、また、様々な行事への出席などを通じて、この分野のみならず、たくさんの分野において、また地域が抱える課題等々、時には国政に対してのアプローチなどもさせていただいてきたわけであります。今日、この分野の質問をさせていただくに至ったのは、議長の最後の公務と言ってもいいのでしょうか、食産業振興監をはじめ、多くの方がその御対応に当たられました全国菓子博、局長も大変な思いをされましたね。それを通じて、これまでの喫緊の課題への対応は、議長でありますから、なかなか議会議論でこういうふうに参加することはできませんでしたが、同僚議員に委ね対応していただいたりもしておりました。今日、質問の機会をいただきましたので、まず一番に、この食産業の振興についてお伺いしてまいりたいと思います。

ちょっと余談で長く時間を要しましたけれども、まずは、今定例会の前日委員会などでも報告がなされていると承知しておりますが、輸出拡大戦略の推進状況について、報告によりますと、今年上期の道産食品の輸出額は、前年同期比で40.5%増の約389億円と、ホタテの輸出先国、地域の多角化が進んだことなどを要因といたしまして、2年ぶりに増加しているということであります。

これは、一つ一つの数字に一喜一憂することなく、これまで、コロナ禍、ウクライナの情勢に関連した影響、そして、ALPS処理水の放出に伴う中国による日本産水産物の輸入停止や、ここに来て米国の関税措置など、刻一刻と変化する各国の政治情勢の中にあっても、今後起こり得る新たな状況変化にも臨機応変に対応して、道産食品の輸出拡大が本道経済をしっかりリードしていくことができるよう、北海道の優位性を発揮する上では、原材料をはじめ、農産品、水産品、日本の食料供給地域とも言われる北海道の原材料を使った食品製造、これが本道の優位性を発揮してリードしていけるように、国やジェトロなど関係機関と連携した取組を進めていくことが、引き続き必要と考えております。

道では、現在、輸出拡大戦略において1650億円という目標水準を設定して、輸出拡大の取組を進めているところであります。目標水準の達成のためには、輸出先国に応じた複雑な輸出の仕組みに精通した人材の育成、やはり、物があっても、それをうまく生かす、またはつないでいく、マッチングさせる人の役割が大切でありますし、これは行政機関だけではなかなか難しいところもあるだろうというふうに思いますけれども、この人材育成の取組についてどのような対応をされているのか、お伺いをしたいと思います。

○佐藤禎洋委員長 食産業振興課長大高和紀君。

○大高食産業振興課長 道産食品の輸出拡大に向けた人材育成についてでございますが、道産食品のさらなる輸出拡大を図るためには、意欲ある事業者の裾野を広げ、海外の多様なニーズや輸出に係るノウハウを習得する場の提供を通じました人材の育成を図っていくことが重要でござい

ます。

道では、平成30年度から、ジェットロや関係機関との連携により、道産食品輸出塾を開講しているところでございます。輸出塾では、貿易実務の基礎から海外バイヤーとの商談、現地でのテスト販売まで、輸出に必要な実践的なスキルを習得できる場を提供しておりまして、これまでの7年間で111名の修了生を輩出し、新たな事業展開として、輸出の開始や輸出先国・地域の拡大といった取組につながっているところでございます。

今年度は、7月から2月までの期間、貿易実務や商品開発、商流構築に関するセミナー、テストマーケティングや商談会等の実践研修などを実施することとしており、輸出塾の対象国として、香港、シンガポールのほか、新たに現地で日本食品の輸入卸事業を行っている企業の協力を得まして、欧州を対象地域に加えたカリキュラムを設定しているところでございます。

○富原亮委員 大高課長、ありがとうございます。

すみません。ちょっと語りが長過ぎて時間がなくなってきたものですから、次に、本会議でも議論をなされているところでありますけれども、先ほど触れさせていただきました米国の関税政策に伴う影響についてであります。

道内食品関連事業者への影響と今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○大高食産業振興課長 米国の関税政策に伴う影響への対応についてでございますが、米国は、本年上半期における道内港からの食品輸出額全体の約2割を担う重要な市場でございまして、事業者や団体に対するヒアリングでは、現時点では影響がないという声がある一方で、主要品目である水産物関連の一部の事業者から、注文の減少など、今後の影響を懸念する声を伺っているところでございます。

道といたしましては、海外での商談会やプロモーションによる輸出先国・地域の多角化や品目の拡大などの第3期輸出拡大戦略に掲げる施策を効果的に展開いたしまして、道産食品の海外販路の拡大に取り組みますとともに、引き続き、今後の関税措置の動向を踏まえまして影響把握を行い、国や関係機関と連携しながら必要な対応に努めてまいります。

○富原亮委員 ありがとうございます。

振り返ると、この輸出拡大戦略は、平成28年、1000億円を目指そうやということで始まって、ホタテをはじめ、水産物はその主な部分を占めていたところなのですが、それから、なかなか順調に生産がなされない局面もあったり、コロナがあったり、世界情勢の影響を受けたりしましたけれども、やはり、目標を設定した以上は、これを何とかクリアしていけるように皆さんで努力をしていただきたい。

そして、ホタテの関係では、離任されて北海道を離れたのですが、マーク・ウェベルス前アメリカ総領事が、大変、中国の禁輸措置で困ったなというときに力になっていただき、アメリカのその対応にすごく胸を打たれたのですが、ここで関税のことが出てきたわけでありまして。ここも、しっかりと関係機関から情報収集された中で、消費地としては間違いのない消費地でありますから、そこはうまく流通されるように取組をしていただければなというふうに思いま

す。

ごめんなさい。時間がなくなりました。

そんな中での海外への販路拡大の取組についてお伺いしたいと思いますけれども、これまでも、私自身も、委員長などと一緒に、シンガポールとかバンコクとかにも行かせていただいて、現地の方々との交流を通じながら、北海道とシンガポールの経済団体との調印締結だとかの機会にも居合わせることができました。万博も開かれております。これも大いに使ったほうがいいと思いますし、海外への販路拡大の取組と今後の対応をどのようにしていくおつもりか、お伺いします。

○佐藤禎洋委員長 食関連産業局長工藤弘行君。

○工藤食関連産業局長 海外への販路拡大についてであります。国内におきましては、訪日外国人観光客数が過去最速で2000万人を突破する中、海外での取組はもとより、訪日外国人観光客を対象に道産食品の魅力を発信することで、海外の需要を獲得することが重要と認識をしております。

このため、道では、万博など国内での大規模イベントに合わせ、どさんこプラザや日本の空の玄関口である羽田、成田の空港施設内において、道産ワインやチーズなどの試飲・試食販売のほか、道内市町村と連携したフェアの開催など、本道の食や観光の魅力を発信する取組を実施してきたところでございます。

また、こうした取組を着実に海外での販路拡大につなげていくため、道内の貿易関係団体とシンガポールの食品関係団体との交流が活発化する中、本年度、海外での取組に対して参加希望があった小樽市などとともにシンガポールの食品見本市に出展するほか、現地食品関係団体と連携した商談会等を新たに実施する予定であり、今後も、引き続き、どさんこプラザの取組により培われたネットワークと店舗の機能を積極的に活用して、道産食品のブランド力向上に努めてまいります。

○富原亮委員 食産業振興監、すみません。最後に、どさんこプラザの取組についてお伺いしたかったのですが、約束の時間を超過しておりますので、またの機会にさせていただきたいと思っております。

本当に御対応をありがとうございました。終わります。

○佐藤禎洋委員長 富原委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

新沼透君。

○新沼透委員 それでは、通告に従いまして、順次質問してまいります。

まず、物価高騰についてですが、道は、これまでも、国の経済対策に呼応して物価高騰対策を講じてきましたが、最近の物価高騰の現状についてどのように認識しているのか、また、過去と比較し、対策の必要性についてどのように考えているのか、併せてお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 経済企画課長篠原裕史君。

○篠原経済企画課長 物価高の現状などについてでございますが、道内におきましては、7月の

生鮮食品を除いた消費者物価指数が、食料や衣服等の価格上昇などによりまして前年同月比2.9%上昇し、49か月連続で前年を上回り、また、企業経営者の方々を対象としました道の直近の調査結果では、原油・原材料価格の高騰が経営に影響していると回答した企業が依然として9割を超える高い水準で推移しているなど、物価やエネルギー価格の高止まりによりまして、道民の皆様のご生活や事業者の方々の経営環境は厳しい状況が続いていると認識しております。

このため、道では、足元の物価高への対応が必要との考えの下、さきの定例会で予算を議決いただきましたLPガス利用者への支援は、9月から11月の検針分の利用料金から値引きを実施し、特別高圧電力利用者への支援は、7月から9月の利用分について10月から申請受付を開始することとしておりまして、これらの事業の着実かつ効果的な執行に取り組みますとともに、既存施策を最大限活用した取組を推進し、物価高の影響緩和に努めてまいります。

○新沼透委員 今の国政の状況を見ますと、年内に経済対策に関する補正予算が成立する見通しは厳しいのではないかとといった見方も出ておりますが、本道は、冬季に向けて暖房の燃油などの需要増が見込まれる中で、早急な対策を講じる必要があると考えますが、どのように認識しているのか。また、今定例会で、ヒグマ対策予算について、国の負担部分を道が肩代わりして計上している例があることから、道単独の経済対策を講じる考えはないのか、所見をお伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 経済部長水口伸生君。

○水口経済部長 今後の対応についてでございますが、道では、これまで、物価高緊急経済対策を策定し、国の経済対策と合わせ、物価やエネルギー価格の高止まりなどにより厳しい状況にある道民の皆様や事業者の方々に対し、LPガスや特別高圧電力の料金負担軽減などを行いますとともに、中小企業等の生産性向上に向けたデジタル技術の導入補助など、必要な支援を実施してきたところでございます。

また、こうした経済対策に加え、市町村が実施する、いわゆる福祉灯油事業への支援や非正規労働者の処遇改善、中小・小規模事業者の経営基盤の強化など、既存施策を最大限活用した取組を推進していますとともに、国に対し、物価高の影響緩和策について繰り返し要望を行ってきたところでございます。

道といたしましては、引き続き、地域の皆様や事業者の方々からの声に真摯に耳を傾け、変化する経済情勢や国の動向などを注視しつつ、物価高対策における国や道、市町村の役割を意識しながら、時期を逸することなく対応できるよう取り組んでまいります。

○新沼透委員 国や道、市町村の役割を意識しながら、時期を逸することなく対応できるよう取り組むということですが、それでは、道の役割をどのように認識しているのか、時期を逸することなく取り組むためには、国の経済対策をまつのではなくて、早急に手を打つことが大事ではないかと思えます。再度、お伺いいたします。

○水口経済部長 今後の対応についてでございますが、道では、物価やエネルギー価格の高止まりなどにより厳しい状況にある道民の皆様や事業者の方々への影響が緩和されるよう、国に対

し、その影響緩和策について繰り返し要望を行っておりますほか、物価高緊急経済対策の実施に加え、既存施策を最大限活用した取組を推進しているところでございます。

道としましては、引き続き、地域の皆様や事業者の方々からの声に真摯に耳を傾け、変化する経済情勢や国の動向などを注視しつつ、物価高対策における国や道、市町村の役割を意識しながら、時期を逸することなく対応できるよう取り組んでまいります。

○新沼透委員 この点につきましては、知事の政治姿勢そのものでありますので、改めて知事に直接お聞きしたいと思います。委員長、お取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

道は、さきに示した次期北海道観光のくにづくり行動計画の骨子において、本道観光の現状について記載していますが、観光の入り込み客数や外国人来道者数など、どのように受け止め、分析しているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 観光振興課長佐藤知至君。

○佐藤観光振興課長 本道観光の現状についてでございますが、令和6年度の観光入り込み客数の実人数は4964万人で、前年度と比較して3.9%増加し、そのうち外国人客は283万人と、コロナ前ピークの平成30年度に次いで2番目の水準となるなど、インバウンドを中心に回復基調にありますが、本道の入り込み客数の8割以上を占めます道内客については、足元の物価高騰に加え、宿泊単価の上昇などにより、宿泊客が4.0%減の790万人となっております。

また、宿泊客延べ数は4045万人泊となり、過去最高でありましたが、エリア別では、観光客の道央圏への集中が拡大し、季節別では、従前はオフシーズンであった冬季が大きく底上げされている一方で、春季、秋季の集客が課題となっておりますほか、慢性的な人手不足や一部の地域での過度な混雑、マナー・ルール違反などの問題が顕在化しているものと認識しております。

○新沼透委員 宿泊客延べ数は過去最高でありましたけれども、エリア別では観光客の道央圏への集中が拡大し、季節偏在についても、これまで同様の課題が改善されていない状況であります。

骨子では、本道観光の構造的な課題として、地域偏在と季節偏在を挙げています。

そこで、地域偏在と季節偏在の要因をどのように考えているのか、お伺いいたします。

○佐藤観光振興課長 課題の要因についてでございますが、地域偏在については、自然や食をはじめといたします本道の価値や魅力が各地に広がってはいるものの、来道者の多くが利用いたします航空機の路線が新千歳空港に集中していることに加えまして、観光地間の距離の長さや、JRをはじめとする公共交通の移動時間の長さが主な要因と考えられます。

また、季節偏在につきましては、夏季に、国内客を中心に冷涼な気候や雄大な自然景観、新鮮で豊富な食などを求めて集中し、冬季におきましては、パウダースノーでのウィンタースポーツや雪まつりなどの寒冷地の特性を生かしましたイベントなど、北海道ならではの冬の魅力によりましてインバウンドを中心に多く来道いただいておりますが、春季と秋季につきましては、それぞれの地域と季節の魅力や特性を最大限に発揮しますとともに、道民旅行を促進していくことも重要と考えております。

○新沼透委員 前期計画においても同様の傾向があったものと思いますが、道としてどのような対策を講じてきたのか、伺います。

○佐藤観光振興課長 現計画での取組についてでございますが、道といたしましては、季節偏在、地域偏在の解消に向けまして、全道各地域へ年間を通じて安定的な誘客を図っていくことが重要であるとの認識の下、観光機構や市町村などと連携しまして、季節ごとに、地域の特色を生かした観光メニューの開発促進や、効果的な情報発信による季節間の格差改善の取組のほか、地域ならではの観光資源の発掘や磨き上げなど、各地域の魅力を生かした観光地づくりの支援や広域観光周遊ルートの充実などに取り組んできたところです。

○新沼透委員 観光機構や市町村と連携し、観光メニューの開発促進や季節間の格差改善に取り組んできたとの答弁であります。先ほど答弁された要因に対する対策としては、ほぼ効果が現れなかったと言わざるを得ません。このようなことから地域格差はますます拡大してきたのではないかと、この点は厳しく指摘しておきます。

次期計画では、この課題をどのように位置づける考えなのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 観光局長佐々木敏君。

○佐々木観光局長 次期計画での位置づけについてでございますが、このたびお示ししております計画の骨子において、観光客の地域偏在や季節偏在につきましては本道の構造的な課題と位置づけておりまして、今後、一層、移動利便性の向上、さらには、移動そのものに付加価値を高めていくとともに、計画で定める施策体系の下、施策を有機的に連携させ、対応していくことが必要であると考えております。

道といたしましては、引き続き、将来の北海道観光の姿を検討していく上で重要であります、こうした本道観光の構造的な課題解決に向けた施策の方向性を、宿泊税を充当する施策の基本的な考え方も連動させながら検討しているところであり、道民の皆様や観光事業者、観光関連団体の方々をはじめ、全ての関係者が連携協働し、共に行動していく指針となるよう素案を取りまとめまいります。

○新沼透委員 地域偏在がこれ以上拡大しないように、紋別空港の活用を検討していただくなど、しっかりと取り組んでいただくようお願い申し上げます。

我が会派では、これまで、この計画で目的達成に必要な資金量及び財源を明らかにすべきだということを申し上げてきました。来年度からは宿泊税という新たな財源が見込まれることになったことから、計画における必要な資金量及び財源について計画に明記すべきと考えますが、所見を伺います。

○佐々木観光局長 必要な資金量や財源についてでございますが、次期計画の策定に向けては、観光需要や景気動向など様々な要因により変動することが考えられ、資金量等を見通すことは難しいものの、道では、変化の激しい社会情勢やニーズに的確に対応しながら、宿泊税の活用も念頭に、施策の方向を検討することが必要と考えております。

また、計画の推進に当たりましては、全庁横断的な推進本部や振興局を含めた地方推進本部を

通じまして、地域の課題や実情を的確に把握しながら一体的に進めることとし、今後、本計画の実現に向けまして、毎年度、目標指標や各施策の推進状況を取りまとめ、点検評価を行い、必要な見直しを行ってまいります。

○新沼透委員 ただいま答弁をいただきましたが、全道各地の観光地に観光客が訪れて、各種の観光関連産業の発展につながるような計画となるよう指摘をいたします。

次に、宿泊税について、今般示された宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子では、どのような考え方やプロセスで取りまとめたものなのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光事業担当課長秋元宏文君。

○秋元観光事業担当課長 宿泊税充当施策の基本的な考え方についてでございますが、道が今般お示しいたしました宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子は、道内各地域の意見交換会でお寄せいただいた御意見などを基に、宿泊税充当の原則的なルールに照らし合わせ、精査の上、整理いたしまして、市町村や関係団体の方々から御意見をいただきながら、令和8年度に取り組む施策の柱の項目として取りまとめたものでございます。

道といたしましては、今後、今定例会での御議論を踏まえ、市町村や関係団体の方々と協議を行いながら、さらに検討を進め、宿泊税充当施策の基本的な考え方を取りまとめてまいります。

○新沼透委員 骨子には、本道観光の抱える地域偏在、季節偏在といった構造的な課題に対応するという記載が明確ではないと思いますが、この点について認識を伺います。

○秋元観光事業担当課長 課題に対する対応についてでございますが、道の新税の考え方では、本道観光の強みとポテンシャルを増進していくためには、観光需要の季節偏在、地域偏在などの課題を克服していくことが重要との考え方をお示ししているところでございます。

道では、こうした考え方も踏まえ、宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子において、滞在周遊を促すツーリズムの造成などの資源を生かした観光の推進や、駅や空港など移動拠点との移動利便性の向上など、移動利便性の向上に取り組むことなどにより、こうした課題に対応していくものと整理したところでございます。

道といたしましては、今定例会での御議論を踏まえ、市町村や関係団体と協議を行うなど、さらに検討を進めながら、これらの課題解決に向けた取組の方向性を取りまとめ、宿泊税充当施策の基本的な考え方案として次期定例会にお示ししてまいります。

○新沼透委員 地域偏在対策については、地方部への誘客の促進がその柱になると考えます。

広域な本道においては、交通の分散や乗換促進など、航空、空港、JR、バス、宿泊業界など関係機関が一体となった取組が必要であり、そのためには道のリーダーシップが極めて重要で、道が本気でこの問題に取り組むのであれば、宿泊税財源の活用が求められます。道は、宿泊税の事業充当に当たっては、地域偏在対策に重点的に取り組むべきと考えます。この点は、知事にも直接お聞きしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをよろしくお願い申し上げます。

先日、道に対し、観光機構をはじめ観光関係団体から宿泊税等に関する要望があったものと承知しております。また、我が会派にも同様の要望がありました。宿泊税の導入に伴い、従来の観

光予算を削減することのないよう要望がありました。要望内容は、これまでの一般財源の観光予算とはあくまで別枠として、従来の観光予算を削減することのないよう要望するとされています。

しかし、一般財源と宿泊税財源をどのように位置づけるかは、道において検討し、議会の審議を経て決定していくものと考えます。重要なのは、観光機構が行おうとする観光施策の内容は道が支援する必要があるか否かについてしっかりと議論した上で予算執行を行うことであり、財源を前提とした議論はいかがなものかと考えますが、道の認識を伺います。

○佐藤禎洋委員長 観光事業担当局長上野修司君。

○上野観光事業担当局長 財源の考え方についてでございますが、道では、宿泊税充当施策の検討に当たりましては、目的税の性質に鑑み、検討過程における透明性を確保しながら、地域の課題や実態を踏まえた施策展開となるよう取り組むことが重要であると認識しております。

このため、道では、新税の考え方におきまして、納税者となる宿泊者の方々の御意向などを把握した上で、振興局ごとに市町村や事業者の方々との意見交換を行い、施策を検討する仕組みをお示したところでございます。

道といたしましては、こうした考えの下、地域の御意見を取りまとめた宿泊税充当施策の基本的な考え方の骨子と既存の観光施策をベースに、必要な財源の確保という視点も含め、宿泊税による観光施策とその他の財源による観光施策との相乗効果によりまして、行政需要に応じた施策の効果的、安定的な展開につながるよう検討してまいります。

○新沼透委員 要望書によりまして、日々変化する観光需要に即した適切な観光振興策にはなりにくい、過去には時期を逸した施策も多く散見されたなどとして、マーケットに精通し、多くの知見を集積している専門組織により機動的で柔軟な予算執行がなされることが要望されております。

確かに観光機構の構成員は、観光関連業界の方々から成る専門組織であり、多くの知見を有していることは間違いのないと思いますが、だからこそ、これまで、道と観光機構が両輪となって本道の観光施策を推進してきたと承知しており、これまで、道は、観光機構の要望に沿った予算措置をしてきたのではないのでしょうか。道として、関係団体等からの要望についてどのような認識を持っているのか、伺います。

○上野観光事業担当局長 宿泊税充当事業についてでございますが、令和7年度予算における機構負担金事業の立案におきましては、観光機構が主要テーマごとの部会を組織内に設置し、観光部局職員の参加の下、意見交換を行い、検討を重ねた上で、これらの検討結果を踏まえ、道として具体の予算措置について検討を行ったものでありまして、観光機構との丁寧な議論を基に整理したものと認識しております。

道といたしましては、宿泊税という新たな財源についても、既存の財源と同様、道議会における御議論を経て議決いただくことでその用途や配分を決定するという地方自治法の定めに基づくことはもとより、予算案の編成に当たりましては、道の新税の考え方でお示した宿泊税充当の

原則的なルールの照らし合わせを通じ、透明性を確保し、施策の検討に取り組む必要があると考えております。

道といたしましては、今後、今定例会での御議論を踏まえ、観光機構をはじめ、関係の皆様にも、こうした道の基本的な考え方を丁寧に御説明し、理解をいただくとともに、御意見を丁寧に伺いながら、さらに検討を深め、宿泊税充当施策の基本的な考え方案を取りまとめる考えでございます。

○新沼透委員 観光機構からは、災害発生時の支援実施のための災害積立金の設置とともに、基金の使い方について、当該災害積立金につきましては、北海道観光機構が機動的で柔軟に緊急的な施策を実施できる積立金にさせていただくことを要望しますとされています。

道においても、新税の考え方において、基金を設置することを検討することとしておりますが、どのような考え方にに基づき、基金設置を検討しているのか、伺います。

また、危機対応力の強化のために、不測の事態への機動的財源として、毎年度、税収の一定率を積み上げることを検討することとしておりますが、こうした機構からの要望も受け、道として、危機対応のための積み上げについてどのように行っていく考えなのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 経済部観光振興監阿部正幸君。

○阿部経済部観光振興監 基金、積み上げについてであります。宿泊税の運用に当たりましては、目的税という性質を考慮し、税の目的に応じた施策を計画的に実施することが求められることから、新税の考え方におきまして、観光振興に特化した取組に充当することを明確にするため、基金を創設することを検討してございまして、基金条例案の提案に向けまして、現在、検討を進めているところでございます。

また、道としては、過去の災害等における経験も踏まえまして、発災時における旅行者目線でのサポート情報の発信強化や、毎年度、税収の一定率を積み上げまして、不測の事態への機動的な対応、税収の急減時における安定的な施策のための財源として備えることなどを念頭に検討しているところでございます。

危機対応のための積み上げの是非や取崩しの考え方など、積み上げの在り方につきましては、使途と併せ検討を進めていく考えでございまして、今後、道議会での御議論をはじめ、市町村や事業者の方々、観光機構など関係の皆さんの御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

○新沼透委員 次に、I Rについてです。

道は、I Rを取り巻く環境が大きく変化しているとの認識から、道内市町村に対し、I Rに係る意向調査を実施しました。81団体が道内でI R整備に関心があると回答され、そのうち2団体が自らの地域内の整備に関心があると回答されました。一方で、大規模施設の継続的な事業運営やオーバーツーリズム、ギャンブル依存症への懸念などの意見もあったということでもあります。

知事は、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向けた検討材料の一つと述べられていますが、今後、どのようなスケジュールで策定しようとしているのか、お伺いします。

○佐々木観光局長 北海道らしいIRコンセプトについてでございますが、道では、これまで、観光やMICEの需要動向はもとより、国や先行自治体の状況を注視するなど情報の把握に努めてきたところであり、国による初めての区域整備計画の認定をはじめ、国際会議の増加など、IRを取り巻く環境が大きく変化している中、道内市町村に対しましてIRに係る意向調査を実施し、経済効果への期待などの御意見のほか、ギャンブル等依存症への懸念などの御意見をいただいたところでございます。

道といたしましては、北海道らしいIRコンセプトの構築に向け、今後、今回の調査で御回答いただいた市町村や経済団体、事業者など関係者から御意見を伺うとともに、道議会での御議論もいただきながら、まずは、IRに関する基本的な考え方を改定することとしたところでございます。

○新沼透委員 今回の御答弁の中では、スケジュールに対する答弁はありませんでした。

これまで、北海道らしいIRコンセプトの構築に向けた検討を進めると述べられ、多少、前向き感を示していたものが、ここへ来て後戻りとも取れる基本的な考え方の改定が示されました。

いつまでに、どのようなスケジュールで改定しようとしているのか、お伺いいたします。

○佐々木観光局長 基本的な考え方の改定についてでございますが、令和5年度の国による初めての区域整備計画の認定をはじめ、コロナ禍を経て、令和6年度の訪日外国人来道者数が過去2番目の水準となり、堅調に回復するとともに、国際会議の開催件数も増加するなど、IRを取り巻く環境は大きく変化しているものと認識してございます。

道といたしましては、こうした状況の変化を踏まえ、北海道らしいIRコンセプトの構築に向けた基本的な考え方として改めて整理することとしたところであり、先行する大阪の状況や今後の国の動向などを注視しつつ、市町村や経済団体、事業者など関係者からの御意見をお伺いするとともに、道議会での御議論もいただきながら必要な取組を進めてまいります。

○新沼透委員 このことについても、スケジュールについて答弁がされませんでした。

道議会の議論もいただきながらと言いながら、質問に答えていただけないのであれば、議論のしようもありません。再度、お伺いいたします。

○佐々木観光局長 今後の進め方についてでございますが、道といたしましては、今後、コロナ禍後の情勢変化を踏まえ、施設の機能や規模、継続的な事業運営、全道への経済効果の波及、環境への配慮や依存症対策といった検証すべき課題への対応などに関しまして、引き続き、先行する大阪の状況や今後の国の動向なども注視しつつ、市町村や経済団体、事業者など関係者からの御意見をお伺いするとともに、道議会での御意見もいただきながら必要な検討を進めてまいります。

○新沼透委員 道においては、策定のスケジュールすら持っていないということで受け止めておきます。

国は、大阪に続き、2027年末までに最大2件を追加認定する計画を進めており、2026年末までに申請受付が開始されると言われております。こうした国のスケジュールをどのように認識した

上で、このたびの基本的な考え方の改定方針となったのか、伺います。

○佐藤禎洋委員長 国際戦略担当課長寺下教夫君。

○寺下国際戦略担当課長 国の動きなどについてでございますが、道では、これまで、I Rに関する国の動向など情報の把握に努めてきたところであり、これまでの国のやり取りの中では、初めて区域整備計画の認定が行われて以降の残りの計画数の取扱いについての考え方は示されていないところです。

道としては、令和5年度の国による初めての区域整備計画の認定、コロナ禍からのインバウンド需要回復、国際会議の開催数増加など、I Rを取り巻く環境は大きく変化しているものと認識しており、こうした大きな環境変化や市町村からの幅広い御意見などを踏まえ、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け、基本的な考え方を改定することとしたところでございます。

○新沼透委員 今回の方針は、苫小牧市にとって2度目のはしご外しとも取れると思いますが、苫小牧市とはどのような議論がなされていたのか、伺います。

○佐々木観光局長 候補地などについてでございますが、道では、これまで、苫小牧市からは、令和4年2月に市が公表した環境影響調査に対する市の考えやI R誘致に向けた取組内容について、随時、ヒアリングを行ってきておりまして、このたび道が実施いたしました市町村意向調査においても、苫小牧市の考え方を確認しているところでございます。

道といたしましては、I Rを取り巻く大きな情勢変化を踏まえまして、基本的な考え方について改めて整理し、北海道らしいI Rコンセプトの構築に向け、必要な取組を進めていく中で、候補地についても検討を行うという道の考え方につきましても、適宜、情報提供を行っており、今後とも苫小牧市と意見交換を行ってまいります。

○新沼透委員 この点に関しましても、知事の政治姿勢に関わる問題ですので、改めて知事にも直接お聞きしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、ゼロカーボンについてです。

まず、最近問題となっている太陽光発電と森林伐採について、経済部としてはどのような認識を持っているのか、お伺いいたします。

○佐藤禎洋委員長 新エネルギー担当課長日野香里君。

○日野新エネルギー担当課長 太陽光発電に関する認識についてでございますが、道では、再エネの導入に当たっては、森林法をはじめとする関係法令の遵守はもとより、地域と共生した事業が適切に実施されることが重要と考えておりまして、こうした中、このたびの森林を開発する際に必要な許可を得ずに開発行為が行われた事案を踏まえまして、違法な開発行為等の抑止に向け、違反事案の早期把握と指導に従わない悪質な事業者への対応の強化の取組を進めていくことが必要と認識しております。

○新沼透委員 先日発表されました外国資本による森林取得状況を見ると、今後も太陽光発電施設の設置が見込まれています。太陽光発電を推進する立場の経済部として、こうしたことに懸念はないのか、お伺いをいたします。

○**日野新エネルギー担当課長** 再エネ導入への対応についてでございますが、令和6年における海外資本等による道内の森林取得は49件、295ヘクタールとなっており、そのうち利用目的が太陽光発電であるものは8件、185ヘクタールとなっています。

道といたしましては、事業者の国籍を問わず、関係法令を遵守し、地域と共生した事業が適切に行われることが重要と認識しておりまして、違法な開発行為の未然防止に向け、法令等を正しく理解し、必要な行政手続が容易に確認できるよう、多言語に対応した分かりやすい情報をホームページで一元的に発信しております。

また、違法開発への迅速な対応に向けまして、市町村や関係部局間の連携を強化し、違反事案の早期把握に努めるとともに、覚知後、迅速でより実効性の高い体系的な指導、命令が行えるよう、手続の見直しを進めているところでございます。

○**新沼透委員** 次に、洋上風力発電についてです。

先日、三菱商事が洋上風力発電事業から撤退するということを表明されました。どのように受け止めているのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 風力担当課長田島誠也君。

○**田島風力担当課長** 落札事業者の洋上風力事業からの撤退についてでございますが、国内で初めて公募が行われた秋田県及び千葉県での洋上風力プロジェクトの落札事業者は、先月、資材や工費の価格高騰から事業の採算性が見通せなくなったとして、事業からの撤退を表明したところであります。

その後、両県では、国や関係自治体、漁業関係者などによる法定協議会を臨時に開催し、その中で、落札事業者より、撤退に至った経緯をはじめ、コストアップへの対応や売電先の確保等を検討したが、それでもなお採算性の確保は困難であったとの説明があり、説明を受けた地元からは、国に対して、速やかな再公募の実施などを求める声があったところです。

国では、撤退要因の検証や事業が完遂できる仕組みづくりなどについて年内をめどに一定の方向性を打ち出すとともに、引き続き、洋上風力の導入促進を進めるとしておりまして、道といたしましては、今後とも、情報収集に努めながら、道内のプロジェクトへの影響を見極めていくことが必要と考えております。

○**新沼透委員** 道は、道内のプロジェクトに対し、どのような影響があると考え、どのように対応しようとしているのか、伺います。

○**佐藤禎洋委員長** 風力担当局長水戸文彦君。

○**水戸風力担当局長** 道内のプロジェクトへの影響についてでございますが、本道では、松前沖及び檜山沖が促進区域に指定され、今後、事業化の動きが加速されることが期待されている一方で、今回、道外プロジェクトの落札事業者が資材高騰等を理由に撤退したことを受け、道内のプロジェクトの遅れや事業の継続性など、その影響を懸念する声が聞かれるところでございます。

こうした中、道では、国に対し、今後の見通しなどに関する正確な情報を早期に示すよう申入れを行ったところであり、国においても、事業撤退地域の意向を踏まえ、再公募の検討や事業が

完遂できる仕組みづくり等をできるだけ速やかに進める考えを示しているところでございます。

道としましては、事業環境の整備等に向けた国の検討状況を注視しながら、その正確な情報発信を行うなど、地元の方々をはじめ、道内関係者の皆様の不安払拭に努めてまいります。

○新沼透委員 ゼロカーボンの推進について、知事を先頭に進めてきたところでありますが、ここへ来て、森林の大規模伐採や景観に与える影響、洋上風力発電の不採算性など、課題が浮き彫りとなってきました。このままでは、自然や環境、景観のすばらしさを打ち出している北海道にとって大きなイメージダウンにつながるのではないかと強く危惧するところであります。

道は、再生可能エネルギーを推進してきたところでありますが、いま一度、推進一辺倒の施策について立ち止まり、考え直す必要があるのではないかと考えますが、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 経済部ゼロカーボン推進監田中仁君。

○田中経済部ゼロカーボン推進監 今後の取組についてでございますが、道では、再エネの導入に当たっては、関係法令の遵守はもとより、地域の皆様の御理解の下、自然環境や景観との調和を図ることを前提に、地域と共生した事業が適切に実施され、環境と経済の好循環につなげていくことが重要と認識してございます。

このため、道といたしましては、地域との事前協議などが必要なGX推進税制などを活用し、良質な投資を促進する一方で、違反事案の早期把握や関係法令等の厳正な運用に向けた手続の見直しを早急に進めるとともに、より実効性のある規制強化などを国に要望しているところでございます。

また、こうした取組に加え、国の関係省庁連絡会議の動きを注視し、必要な対応を働きかけるとともに、様々な機会を通じ、地域の皆様の要望や意見の把握、相談にも対応するなど、国や市町村と連携しながら、地域との共生を前提に、ゼロカーボン北海道の実現に向け、取組を進めてまいります。

○新沼透委員 再生可能エネルギーの導入は、環境と経済の好循環が重要との認識は、全く同感であります。

しかし、太陽光発電は、そもそも天候に左右されて不安定な電源であり、今後、道が進めようとしている半導体関連産業やデータセンターの誘致の核となる電源としての不安や、コストが高いため、道民の負担が膨らんでいること、さらには、パネルの製造国の問題や廃棄の際の不安などが指摘されています。

これらの点については国の対応が求められるところではありますが、問題は、悪質な事例をいかに抑制するかという点で、これらについては実効性ある規制強化を国に要望するとの答弁であります。国に求めるばかりではなく、道としてできることはないのか、関係する市町村のみの問題としてよいのか、疑問なしとしません。この点については、知事の政治姿勢に関わる問題ですので、改めて知事にも直接お聞きしたいと思っております。委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

最後に、泊発電所3号機の再稼働についてですが、さきの我が会派の代表質問で、今後の電力

需要について、知事は、家庭部門は減少傾向にあるが、産業部門の需要の大幅な増加により、全体として増加傾向にあると答弁されました。また、再稼働の必要性については、安全性を大前提に、安定供給、経済効率性、環境適合を基本的視点に多様な構成とすることが重要と答弁されました。

これは、現状の供給体制では不足する電力を3号機の再稼働で賄い、あわせて、多様な構成とすること、そういうふうを受け取れますが、所見を伺います。

○佐藤禎洋委員長 資源エネルギー局長川畑千君。

○川畑資源エネルギー局長 電源構成についてでございますが、国のエネルギー基本計画においては、全国規模での広域連系システムの形成を進め、電力の安定供給に必要な電源は、電力の広域的な運用と市場を通じて、地域を超えて効率的に確保していくとしております。こうした観点も含め、道といたしましては、電源構成については、国際的な温室効果ガス削減の取組動向や海外からの安定的な資源の確保なども踏まえ、国全体で適切に設定されるべきものと認識しております。

なお、泊発電所3号機の再稼働につきましては、原発は安全性の確保が大前提であり、安全性や必要性についてはエネルギー政策に責任を持つ国が丁寧に説明し、道民の皆様の理解と信頼を得ていくことが重要であると考えており、その上で、道といたしましては、道議会や関係自治体、道民の皆様の声などを踏まえ、総合的に判断してまいります。

○新沼透委員 電源構成については、国全体で適切に設定されるものと認識、安全性や必要性については国が丁寧に説明する必要があるとの答弁でした。

それでは、道議会で何を議論すればいいのか、各部審査で議論しても仕方ありませんので、知事に直接お聞きしたいと思います。委員長のお取り計らいをお願い申し上げ、私の質問を終わります。

○佐藤禎洋委員長 新沼委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

お諮りいたします。

本日の議事はこの程度にとどめたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤禎洋委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

9月30日火曜日の分科会は午前10時から開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時16分散会